

教育委員会の事務に関する 点検評価報告書

平成27年度事業分

北本市教育委員会



北本市営ナイトスクールの様子

点検・評価報告書の策定にあたって

平成20年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」の一部が改正、施行され、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、平成27年度事務の管理及び執行の状況についての点検評価を行ったものです。

御一読いただき教育委員会の取組についてご意見等をお寄せください。

北本市教育委員会は、今後も市民の皆様の生涯に亘って学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」の推進に努力してまいります。

平成28年 8月

北本市教育委員会



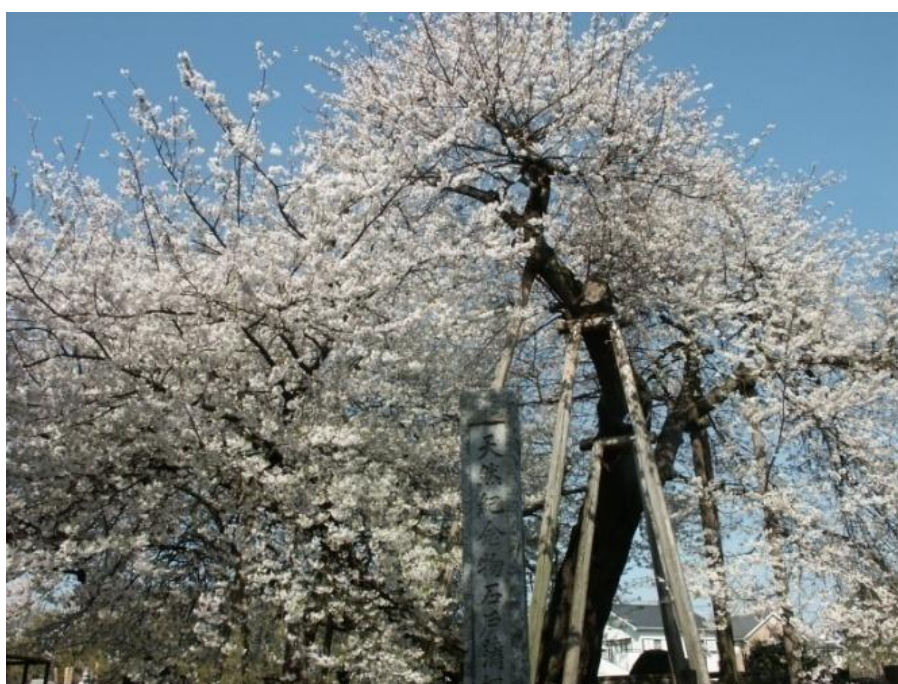
教育委員会委員名簿

職 名	氏 名
教 育 長	真 尾 正 博
職務代理者	島 寄 直 子
委 員	大保木 道 子
委 員	金 井 裕
委 員	安 田 美詠子
委 員	鈴 木 義 信

目 次

1 趣 旨	1
2 点検評価の対象及び方法	1
3 平成27年度の基本理念及び基本目標と施策	3
4 点検評価結果の構成	4
5 施策の取組状況	5
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	6
1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	7
2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	9
3 「教育に関する3つの達成目標」の推進	11
4 進路指導・キャリア教育の推進	12
5 本物にふれる事業の推進	13
6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	14
基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	16
1 基本的人権を尊重する教育の推進	17
2 人権啓発活動の推進	18
3 心の教育の推進	18
4 ボランティア・福祉教育の推進	20
5 生徒指導・教育相談体制の充実	20
6 児童生徒の健康の保持増進	22
7 運動習慣の形成と体力向上の推進	24
8 安全教育の推進と安全管理の徹底	27
基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	29
1 学校4・3・2制（小中一貫教育）や異校種間連携の推進	30
2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	30
3 教職員の資質の向上	32
4 教育環境の整備・充実	33
5 学校経営の改革推進	34
基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	36
1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	37
2 地域の教育推進体制の充実	37
3 子どもの読書活動の推進	38
4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	39
基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興	41

1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	4 2
2	学習施設の整備・運営の充実	4 4
3	スポーツ活動の推進	4 6
4	文化財保護の推進	4 7
5	文化芸術活動の推進	5 0
6	評価	5 2
7	指標一覧	5 6
8	教育委員会の活動状況	5 7
9	資料	6 0



国指定天然記念物 石戸蒲ザクラ

1 趣 旨

平成18年12月22日に教育基本法が改正され、新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指した、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）も一部改正が行われ、平成20年4月からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられました。

また、点検評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることができるとも規定されています。

北本市教育委員会では、この法律に基づき、教育委員会の事務の点検評価を実施し、更なる改善・改革を推し進め、期待される教育行政に応えてまいります。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検評価の対象及び方法

（1）点検評価の対象

北本市教育委員会では、教育基本法第17条第2項に基づき、中長期的な視点に立って北本市教育のあるべき姿を示し、総合的・体系的な教育施策を進めていくことを目的として、北本市教育振興基本計画を策定し、教育行政施策を推進しています。

このことから、点検評価の対象は、北本市教育振興基本計画に掲げられた施策としています。

（2）点検評価の方法

北本市教育振興基本計画は、5つの基本目標と28の施策から構成されています。

このため、点検評価では、北本市教育振興基本計画に掲げられた施策を対象とし、具体的には北本市教育振興基本計画を年度ごとに実効性あるものとするために策定した「平成27年度教育行政の重点施策」に沿って推進した事業の実施状況について点検評価を行うこととしました。

点検評価の実施に当たっては、施策ごとに示された取組に対するその実施状況を参考としました。

また、教育に関し学識経験を有する方から、各施策に関する評価をいただくとともに、全体を通しての講評をいただきました。

(3) 外部評価者

地教行法第26条第2項の規定に基づき、学識経験を有する評価者（外部評価者）として、以下の2名の方に評価・講評をいただきました。

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属中学校 教諭
平成 3年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所指導課 指導主事
平成 7年 埼玉県教育局指導部指導第一課 主任指導主事
平成 9年 埼玉大学 教育学部 助教授
平成15年 埼玉大学 教育学部 教授
平成20年 埼玉大学教育学部附属小学校 校長
平成22年 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究科 教授
平成28年 国際学院埼玉短期大学 教授・学長補佐
(現在に至る。)

元埼玉県教育局南部教育事務所 所長 金子 美智雄（敬称略）

【略 歴】 昭和51年 埼玉大学教育学部附属小学校 教諭
平成 元年 埼玉大学教育学部附属小学校 副校長
平成 6年 大宮市立栄小学校 校長
平成 9年 埼玉県教育局北足立北部教育事務所 所長
平成11年 埼玉県教育局南部教育事務所 所長
平成13年 所沢市立所沢小学校 校長
平成16年 埼玉県公立小学校校長会 会長
平成19年 埼玉栄中学・高等学校 副校長・校長
平成23年 淑徳大学教員養成支援センター 特任教員

3 平成27年度の基本理念及び基本目標と施策

平成27年度の北本市の教育における基本理念及び基本目標と施策は次のとおりです。

【基本理念】

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【基本目標及び施策】

- I 確かな学力と自立する力の育成
 - 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
 - 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
 - 施策3 「教育に関する3つの達成目標」の推進
 - 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
 - 施策5 本物にふれる事業の推進
 - 施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進
- II 豊かな心と健やかな体の育成
 - 施策1 基本的人権を尊重する教育の推進
 - 施策2 人権啓発活動の推進
 - 施策3 心の教育の推進
 - 施策4 ボランティア・福祉教育の推進
 - 施策5 生徒指導・教育相談体制の充実
 - 施策6 児童生徒の健康の保持増進
 - 施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進
 - 施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底
- III 質の高い学校教育の推進
 - 施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）や異校種間連携の推進
 - 施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進
 - 施策3 教職員の資質の向上
 - 施策4 教育環境の整備・充実
 - 施策5 学校経営の改革推進
- IV 家庭・地域の教育力の向上
 - 施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進
 - 施策2 地域の教育推進体制の充実
 - 施策3 子どもの読書活動の推進
 - 施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

V 生涯学習とスポーツの振興

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策2 学習施設の整備・運営の充実

施策3 スポーツ活動の推進

施策4 文化財保護の推進

施策5 文化芸術活動の推進

4 点検評価結果の構成

点検評価の結果については、「5 施策の取組状況」において、基本目標のもとに設定した施策ごとの「主な取組」「教育委員会の自己評価」「課題・方向性」を掲載しています。また、「6 評価」において、自己評価及び外部評価者評価を総括的に掲載するとともに、外部評価者による全体を通しての講評を掲載しています。

<「5 施策の取組状況」における凡例>

「事業」

北本市教育振興基本計画の各施策の「■主な取組」における事業を示しています。

「個別取組」

北本市教育振興基本計画に基づき策定した、北本市教育行政の重点施策に係る個別取組事項を示しています。

「平成27年度 取組状況・実績」

上記「個別取組」対応する平成27年度の主な取組状況及び実績を示しています。

「所管課」

「個別取組」における平成27年度の所管課を示しています。【凡例：教総→教育総務課、学教→学校教育課、生学→生涯学習課、体育→体育課】

「教育委員会の自己評価」

平成27年度に実施した事業ごとの取組に対する教育委員会の自己評価を示しています。

「課題・方向性」

各施策の事業に係る課題や次年度以降の施策の方向性を示しています。

「計画書」

北本市教育振興基本計画において掲載されているページを示しています。

＊「5 施策の取組状況」に記載されている用語の意義については、北本市教育振興基本計画88ページから92ページまでの用語解説の説明を御参照ください。

5 施策の取組状況

基本目標Ⅰ

確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ

豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ

質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ

家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ

生涯学習とスポーツの振興



～アナフィラキシーショック対処の演習～

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

児童生徒の学力向上を図るために、学習指導要領に基づき、「生きる力」をはぐくむという理念の下、基礎的な知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等の育成に取り組めます。

そのために小・中学校の義務教育9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組をさらに充実させることで、児童生徒のそれぞれの発達段階やその特性に応じた適切な支援により、成長を促し、学習意欲の向上、「確かな学力」を育成します。

また、教職員の研修・研究体制に充実を図るとともに、指導方法の工夫改善に努め生きる力をはぐくむための教育を推進します。

- 施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善
- 施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進
- 施策3 「教育に関する3つの達成目標」の推進
- 施策4 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策5 本物にふれる事業の推進
- 施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策1 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善								P28
○生きる力の育成を目指した教育課程の充実								
・地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、適切な教育課程の編成・実施・評価を行い、その改善に努めます。			・言語活動の充実や思考力、判断力及び表現力の育成など、各小・中学校の特色を生かした教育課程を編成し、実施しました。 ・教育課程の諸課題について研修を行う南部地区研究協議会に教員（82人）が参加し、研修を深め円滑な教育課程の実施に努めました。		学教	・教育課程研究協議会で課題についての研究協議や情報交換を行い、各小・中学校の教育課程の編成・実施に役立てることができました。	・各小・中学校のこれまでの取組や実践事例を活かし、さらなる言語活動の充実や、思考力、判断力及び表現力の向上を目指した教育課程の編成をしていきます。	
○基礎的・基本的な知識・技能の習得、活用の推進及び言語活動の充実								
・学習指導要領に基づき、児童生徒一人一人に「読む・書く」、「計算」を中心として、基礎的・基本的な内容を身に付けさせます。			・各小・中学校が県や市の学習状況調査の結果などの分析をもとに、学力の状況を把握したうえで、課題解決を図るための具体的な手立てである「実効ある対策」を策定して、授業の改善に取り組みました。		学教	・「実効ある対策」をもとに具体的な授業の改善を行い、学力向上の推進を図ることができました。 ・研究授業や研究協議を通して、言語活動を充実させる効果的な指導内容や指導方法を広めることができました。	・「実効ある対策」の実施後、定着状況を確認し、課題については学校全体で共有するなど、次年度に引き継いでいきます。 ・さらなる言語活動の充実や、思考力、判断力及び表現力の向上をめざして、校内研究を進めていきます。	
・学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容と方法を工夫し、改善を図ります。			・効果的な指導内容や指導方法の工夫について研究協議するため、全小中学校で研究授業を実施しました。		学教			
○義務教育9年間の学びと育ちの連続性を重視した発達段階ごとの課題に適切な支援を行う教育の推進								
・学校4・3・2制の推進による児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解、子どもの指導に関する情報の共有化などを図ります。また、低学年の少人数学級編制と高学年の一部では、教科担任制を推進していきます。			・児童生徒の交流を図るため、部活動体験（7月、各中学校1日～3日）、歌声交流会（11月）、小学生の中学校授業参観（6年生1日体験入学（3月））などを行いました。 ・教員間の交流と相互理解を深めるため、小中合同研修会を夏季休業中に1回開催しました。また、先進校区においては、学期に1回以上の合同研修会による職員の研修、情報共有を図りました。 ・低学年においては、市費採用教員による少人数学級編制の実施、高学年においては中学校交流を含めた教科担任制を推進しました。		学教	・少人数指導及び児童生徒交流により、相互の安心感が生まれ、中1ギャップ解消を図ることができました。 ・小・中相互乗り入れによる授業・指導の実施により、児童生徒の学習意欲を喚起することができました。 ・小中合同研修会や互いの授業参観を通じて、9年間の連続性を重視した指導を推進することができました。	・9年間を見とおした学びや育ちの連続性を高めるため、合同研修の内容を深めるとともに、系統的な教育課程の編成を進めていきます。 ・当該事業に基づく中1ギャップ解消への効果についても研究していきます。	

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○学力調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価						
		・各小・中学校での実効ある対策と学力向上プランをもとに、授業の工夫をするとともに、学力向上推進委員会でその達成度を評価します。	・各小・中学校において、学力調査の結果を受けて、学力向上のための検証改善サイクルを作成し、サイクルに基づいた取組を行いました。 ・各小・中学校の具体的な取組の共有化を図り、学力調査を活用した実効ある対策の実施を促進するため、各小・中学校の代表者を集めた学力向上推進委員会を開催しました。（10月、3月開催）	学教	・各小・中学校において学力の課題解決に向けて、検証改善サイクルに基づいた取組を進めました。また、学力向上推進委員会で、優れた実践の共有化を図りました。	・課題解決に向けて、さらに活用しやすい学力向上プランを作成し、教室内でプランに沿った実践を行っていきます。	
	○教職員の研修・研究体制の充実						
		・児童生徒に確かな学力を育成するための教職員の指導力向上を目的として、教職員の研修・研究体制の充実に努めます。	・各中学校区での小中一貫教育に係る合同研修会及び小・中学校の教員の相互授業参観を各小・中学校で1～2回開催しました。 ・若手教員のための教師力ビルドアップセミナーを年間13回実施するとともに、学校の中核となる教員を対象に、学びジョン研修会を6回実施しました。	学教	・小中合同研修会や相互授業参観を通して、児童生徒の発達の段階や指導の系統性に関する教職員の理解を深めることができました。 ・セミナーや研修会を通して、教職員の資質能力の向上を図ることができました。	・経験の少ない若手教員の指導力向上を図るため、ベテラン教員の経験と指導力を生かした取組を工夫します。	
	○地域の教育力を活用した土曜日・長期休業日における補習の推進						
		・児童生徒一人一人の学力の向上を図るために、各小・中学校の実態に合わせて、学習支援のボランティアの協力を得るなど、地域の教育力を活用した補習を実施します。	・児童生徒の基礎学力の向上と生活リズムの確立を図るため、学校支援ボランティアなどの協力を得て、土曜日や長期休業中に補習を実施しました。 （参加人数（延べ）：小学生1,825人、中学生1,110人）	学教	・補習の実施により、児童生徒の「計算」などの基礎学力の向上を図ることができました。	・補習では、普段の授業でなかなか補うことができない基礎的な学力を付けることができることから、継続して実施していきます。	
	○教員OBなどの教育力を活用した、中学生の学ぶ意欲を支える「北本市営 ナイトスクール（無料塾）」の推進						
		・学ぶ意欲を支え学力の向上を図ることを目的に、中学生の希望者に対して「ナイトスクール」を開設いたします。	・学ぶ意欲と学力の向上を図るためのナイトスクールを3年生は月に2回程度、1、2年生においては、月に1回程度実施しました。 ・市内4中学校の生徒（1年生107人、2年生90人、3年生67人）が受講しました。 ・講師は教員の他、教員OBにも依頼し、個の課題に対してきめ細かく支援することができました。	学教	・各中学校と連携し、水曜日は中学校会場で実施することにより、生徒の通塾の負担を軽減することができました。また、多くの教員の協力を得て生徒とコミュニケーションを図りながら学習を進めることができました。	・年間の学習プランや教材の提供、講師の確保などを計画的に進めていきます。	

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
施策2 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進							
○国際理解教育の推進							
		・ALTを計画的に配置し、研修により指導力を向上させ、児童生徒のコミュニケーション能力を高めさせる英語教育の充実を図ります。	・児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るため、ALT4人を任用し、小学校は週1回、中学校は週3回、各小・中学校に配置しました。 ・外国語教育の充実を図るとともに、ALTの指導技術の向上を図るため、ALTに対する研修を実施しました。（4・8月、2回開催、延べ8人参加）	学教	・様々な体験活動を通して、英語を用いたコミュニケーション能力を高めることができました。 ・ALTの研修を行い、そのことを通して教員が授業の中でよりALTを効果的に活用することができました。 ・小学校の教員が中学校の専門性の高い授業を参観したり、合同で研修したりすることにより教科化に向け、専門性を高めることができました。	・小学校の教員の専門性を高めるために、昨年度同様授業参観の交流や合同の研修など「小・中連携」を高めていきます。 ・ALTの研修を継続的に行うこととともに、定期的に「英会話教室」を行ったり、夏季の研修会でALTの活用方法などを検討することで、ALTの更なる効果的な活用方法を見いだしていきます。	
		・子どもたちにわが国の伝統文化に対する理解を深め、尊重する態度の育成と国際性を身に付け、未来を切り拓く力をはぐくむための教育の充実を図ります。	・小学校の外国語活動や中学校の英語の授業、総合的な学習の時間等をとおして外国の文化に対する理解を深め、国際性を養うと共に、視野を広めることができました。	学教			
		・教科化に向け、小学校段階からの外国語活動を推進するために、教員研修の充実を図ります。	・各小学校の取組について情報交換を行い、指導方法の共有化を図るとともに、ティームティーチングやアクティビティの体験等についての研究を行い、小学校段階からの外国語活動を推進するため外国語活動に関する教員研修会を実施しました。（8月開催、延べ20人参加）	学教			
○情報教育の推進							
		・情報モラル教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。	・各小・中学校において情報セキュリティーポリシーに基づき、年度当初（4月）、各学期末（7・12・3月）、夏季休業中（8月）等に研修会を行いました。	学教	・情報モラル教育について授業だけでなく、全校朝会や学年集会でネットマナーの指導を行い、ネットトラブル対策を実施しました。また、各小・中学校では、生徒指導に関する講演会や保護者会等でも話題として取り上げ、家庭内のルールづくり、使用状況の管理・見届けを訴えました。 ・各中学校では職員が研修会を行い、その中で「ネットいじめ」について取り上げました。	・ネットトラブルについては、「LINE」などSNS内の見えない部分で多く発生し、深刻化していることから、ネットパトロールの強化とともに、情報モラル教育の啓発を家庭にも広めていきます。 具体的には、新入学説明会や各保護者会等で、情報モラルやネット依存に係る講演会や講座を開催し、周知を図ります。 ・また、倫理確立委員会等を活用し、教員間での情報に関するセキュリティー意識の向上を図ります。	
		・児童生徒に対して、情報モラルを含めたネットトラブル等に関する指導を積極的に実施します。	・児童生徒に対して、技術・家庭、道徳、特別活動等の授業の中で、情報モラルを含めたネットトラブル等に関する内容を指導しました。（各中学校10時間程度、中学校1～3年生全員対象）	学教			
		・校内LANを活用した情報の共有化を図り、校務の効率化と効果的な授業の実現を図ります。	・職員室において、セキュリティを高めた校内LANを活用して職員会議等の情報を電子化し、校務の効率化に努めました。	学教			
		・インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実を図ります。	・各教科において、インターネットをはじめとする各種メディアについて積極的に活用しました。 ・社会科における地域調べ、総合的な学習の時間における調査活動等においてインターネットなど多様なメディアを活用しました。	学教			

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○環境教育の推進						
		・学校生活や家庭生活で、自然を大切にする思いをはぐくみ、限りある資源を安全に、かつ、大切に活用する循環型社会を目指すための教育を推進します。	・児童生徒の環境問題についての意識の高揚を図るため、各小・中学校において、埼玉県が進めるエコライフDAYにおけるエコライフに係る取組を実施しました。 ・児童生徒の家庭生活や環境への関心を高めるため、エコキャップ、牛乳パック等の回収を児童会・生徒会を中心に実施しました。中でも牛乳パック回収は、市内全小・中学校で取り組みました。	学教	・エコキャップ回収やエコライフDAYの取組を通して、児童生徒の環境問題に対する意識の向上が見られました。 ・学校ファームは市内小・中学校で実施し、自校で収穫した農作物を給食で使用するなど、児童生徒の生活に身近な取組ができ、意識が高まりました。	・様々な活動と各教科をリンクし、活動のみにならないように注意します。 ・学校ファームやエコキャップ回収等環境への取組の枠を全校に広げていきます。	
		・自然に対する関心を高めさせるとともに、地域の人々と連携し、学校緑化運動や野外活動センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。	・児童生徒の自然に対する意識や関心を高めるため、各小・中学校において、動植物の飼育・栽培、花壇の整備などの各種体験活動、学校農園の充実などの学校ファームの取組を実施しました。	学教			
	○学校図書館教育の充実						
		・児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体をとおして、多様な指導の展開を図ります。	・児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、各小・中学校において、朝読書や読書週間等に係る教育課程における読書に関わる計画を策定し、取組を推進しました。	学教			
		・読み聞かせや朝読書、新聞配置等により、読書活動のきっかけをつくり、習慣化を図ります。	・読書の習慣化を図るため、全小・中学校において、朝読書に取り組みました。また、各小学校において、本の読み聞かせ会などを実施しました。 ・社会への関心意欲を高めるため、各小・中学校図書館に新聞を配置しました。	学教	・司書教諭や学校図書館指導員が核となり、利用しやすい学校図書館となりました。 ・本に親しむ児童生徒が増えることで、多様な価値観や豊かな感性、思考力・判断力・表現力の育成につながりました。 ・学校図書館に新聞を配置することで、児童生徒に社会での出来事を身近に感じさせられ、社会への関心を高めることができました。	・中央図書館や各小・中学校において、児童生徒の多様化する図書の要求に応えられるシステムづくりを検討します。 ・司書教諭の有資格者を増やすため、免許取得等の啓発を進めます。 ・児童生徒に社会への関心意欲をさらに高められるよう、有効な活用法を工夫していきます。	
		・全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、資格取得のための環境づくりに努めます。	・学校図書館の充実を図るため、司書教諭配置基準を満たすよう、司書教諭を配置しました。 (配置対象校の11校に計11人配置)	学教			
		・全校に学校図書館指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。	・人の居る温かみがあり、読書センター・学習情報センターとしての機能を持つ学校図書館の充実を図るため、各小・中学校に学校図書館指導員を配置しました。 (各小・中学校1人ずつ計12人)	学教			

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策3 「教育に関する3つの達成目標」の推進								P26
○「学力」に関する達成目標の推進								
		・児童生徒に「読む・書く」、「計算」の達成目標の内容を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、結果を検証しながら教育活動の充実に努めます。	・教育に関する3つの達成目標に係る理念を基にした継続的な取組を通して、各小・中学校の学力向上プランに基礎学力向上の取組を重視して実施しました。 ・市内学力向上推進委員会において、県の効果の検証結果報告書にある取組の紹介や、各中学校区における各学校の取組発表や研究協議を行い、基礎学力を確実に身に付けることができるよう指導方法の改善を行いました。	学教	・学力向上推進委員会で取組の普及・啓発を行った結果、市内各小・中学校での取組が充実し着実な成果があがりました。中学校では発達段階に応じた指導が更に必要と考えますが、個に応じた指導に取り組むことができました。	・学校訪問の際、検証結果で定着が不十分であった分野の取扱を丁寧に行うよう指導します。 ・各小・中学校に県のワークプリントの継続した活用を促します。		
		・学習指導要領の趣旨に沿って必要に応じ、指導内容や指導目標を見直します。	・言語活動の充実の対応などを行うとともに、南部教育事務所や北本市教育委員会による市内全校への学校訪問等とおして、学習指導要領の趣旨に沿った取組を適切に行っているかどうかの確認を行いました。	学教				
○「規律ある態度」に関する達成目標の推進								
		・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けることができるよう指導体制や指導方法の工夫・改善を行い、結果を検証しながら教育活動の充実に努めます。	・教育に関する3つの達成目標の理念を基に、規律ある態度の育成を目指すため、小中一貫教育を通して実施された小中共通した生活態度を正す取組が研究・実践されました。	学教	・小中一貫教育を通して、生活のきまりの共通化を図ったり、成長段階に合わせた内容にしたりするなどの具体的な工夫が見られました。小中合同あいさつ運動などでも、取組の意味や大切さを理解して行う姿勢が見られました。	・発達段階の違いを考慮し、生活のユニバーサルデザイン化を進めていきます。 ・あいさつ運動などは形骸化させず、小中連携を通して、中学生があこがれの存在となり、自尊心を高められるよう工夫します。		
		・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各小・中学校であいさつ運動を実施します。	・各小・中学校において、あいさつ運動を毎月実施しました。本年度は全中学校区で小・中合同のあいさつ運動を行いました。	学教				
○「体力」に関する達成目標の推進								
		・「体力」達成目標について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力向上に取り組みます。	・新体力テストの個人結果である体力プロフィールを活用し、児童生徒一人一人に自分の体力を把握させるとともに、自分の体力に応じた目標を持たせ、達成できるよう小・中学校へ指導しました。	体育	・児童生徒一人一人に体力向上目標値を設定させ、目標達成に向けて主体的に活動させることができました。	・児童生徒に自分の体力について関心を持たせ、継続的に体力向上に努めていこうとする意欲を高められるよう指導します。		

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策4 進路指導・キャリア教育の推進								P32
○積極的な進路相談の推進								
・児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施します。			・それぞれの年齢にあった段階で、将来の夢や希望を持たせ、将来になりたい職業に就くために自分の課題を持たせながら、キャリア教育を推進しました。特別活動の授業では職業調べをして調べた内容を新聞でまとめるとともに、発表を行いました。		学教	・特別活動の授業で望ましい職業観をもたせ、自己の将来の夢や希望を持たせることでキャリア教育を推進させることができました。	・進路指導及び進路相談について、校内の進路指導計画をさらに充実させ、学年ごとに計画的に進路指導・キャリア教育を行い、生徒や保護者に寄り添った進路相談を実施していきます。	
・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を実施します。			・各中学校において、卒業後の進路選択を適切に行えるように、保護者・生徒・学校との三者面談を実施するとともに、進路に係る教育相談を必要に応じ実施して、主体的な進路選択が実現できるように支援しました。		学教			
○家庭や関連機関との連携の強化								
・学校だより、家庭教育講演会等で家庭におけるキャリア教育を啓発します。			・家庭におけるキャリア教育を啓発するため、各中学校において、学校だよりなどにより進路指導や進路情報の提供を行いました。 ・子育てについて保護者に情報提供するとともに、家庭における進路教育を啓発するため、各中学校において、家庭教育講演会を実施しました。		学教	・学校だよりなどを活用して、保護者に情報提供するとともに、家庭教育学級を開催したことで家庭におけるキャリア教育の意識を高めることができました。	・家庭との連携については、すべての家庭（保護者）に周知して連携できるように、更なる工夫を進めていきます。	
・職業に関心をもたせるため、地域の職業人による講演会等を開催します。			・生徒に自分の夢や希望を実現するために何をするのが望ましいのかを深く考えさせ、働くことの意義などに関心を持たせるため、それぞれの分野で活躍している方を講師として招き、講演会等を実施しました。（北本中学校講師 全日本盲導犬使用者の会、東中学校講師 元海外青年協力隊員、西中学校講師 実業団選手（女子プロ野球）、宮内中学校講師 白鳳大学教授）		学教			
○職場体験の充実								
・企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となって実施します。			・生徒の職業観についての意識の高揚を図るため、市内全中学校2学年で市内及び近隣市町の店舗や企業、施設などにおける3日間の職場体験を実施しました。		学教	・3日間の職場体験事業を実施することで、生徒は職業観がさらに深まるとともに地域の方々との交流の場にもなりました。	・職場体験終了後も関係機関との連携を図り、今後も取組の充実を図っていきます。	
○職業教育・産業教育の推進								
・社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。			・児童生徒が望ましい職業観や勤労観をはぐくむため、各小学校において工場見学、各中学校において職場体験を実施しました。（訪問先 小学校：グリコの工場、中学校：北本市内の商店や施設）		学教	・実際に見学や体験をすることで児童生徒に望ましい職業観や勤労観をはぐくむ一助となりました。	・市内にある工場の見学を積極的に取り入れ、地域との連携を図ります。	

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
施策5 本物にふれる事業の推進							
P34							
○学校クラスコンサートの実施							
		・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等のプロの演奏者を招き、クラスごとのミニ演奏会を実施します。息遣いを感じるほど近くでプロの演奏を聴くことにより、音楽性を高めるとともに感動する心を養います。	・全日本ピアノ指導者協会に依頼し、演奏者を派遣していただき、各小学校の4年生を対象に演奏会を実施しました。（各小学校1回開催）	学教	・プロの演奏者を招いて間近で演奏を聴くことによって音楽性を高めるとともに、児童が豊かな心をはぐくむことができました。	・ピアノ協会と各小学校との日程調整について連携を図り計画的に実施していきます。	
○ふれあい講演会の実施							
		・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。	・生き方の指針や社会人としてのマナーなどを直に学ぶため、各中学校で様々な分野の専門家を招き、ふれあい講演会を実施しました。（北本中学校：全日本盲導犬使用者の会職員、東中学校：JICA村落開発普及員、西中学校：埼玉アストライア女子プロ野球監督、宮内中学校：白鷗大学法学部教授）	学教	・各中学校で様々な分野の専門家を招き、ふれあい講演会をとおして生き方や社会人のマナーを学ぶことができました。	・中学生にとってこれからの生き方に参考になるよう実態に合わせた講師の人選を計画的に行います。	
○こころの教育推進事業の実施							
		・小学校に科学、芸術家等の専門家（プロフェッショナル）の方々を招き、授業や学校内でのふれあい活動、教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。	・確かな学力と自立する力を育成するため、本物にふれる事業の推進として、理科教育の専門家による理科実験教室（2校）、芸術家による図工教室（1校）、太鼓教室（1校）、野球教室（2校）を実施しました。授業の中ではできないようなダイナミックな実験や、学年の児童全員で何日もかけひとつの作品を作り上げる造形活動、学年児童がひとつの目標を目指す体験活動などが行われました。	学教	・専門家との活動を通じて、児童が理科のおもしろさや楽しさを知ったり、仲間と絆を深めたり、芸術の奥深さに気づくことにより、もっと知りたいという意欲を高めたり、個々の感性を磨くことができました。	・児童の学ぼうとする意欲を高めたり、感性をはぐくんだりするとともに、教員の指導力の向上を図ることができる講師の人選を進めます。	
○日本の音楽（民謡）にふれる教室の実施							
		・北本市民謡協会に協力していただき、民謡で使用する楽器に直接触れ演奏を体験し、日本の伝統芸能に実際触れ合う機会としています。	・小学校4年生音楽の民謡を学ぶ単元で、北本市民謡協会の協力を得て、市内全小学校で民謡で使用する楽器に触れ、日本の伝統芸能を全ての児童が体験することができました。	学教	・北本市民謡協会の協力により、通常の授業では体験できない民謡の世界を全児童が学ぶことができました。	・今後も民謡協会と連携を密にしゲストティチャーとして招き、日本の伝統芸能に触れる重要な機会とします。	

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進								P35
○「心のバリアフリー」を深める教育の推進								
		・支援籍を置くことで、居住地の小・中学校に籍を置き、地域とのつながりを深めます。	・支援籍を希望する児童生徒が居住する区域の小・中学校に支援籍を置き、その小・中学校の児童生徒との交流を行いました。近隣の特別支援学校と連携して支援籍の基礎名簿を作成しました。	学教	・支援籍の学校で、児童や生徒と交流をすることで、児童生徒の障がい者への理解が深まるとともに交流をとおして支援籍の児童や生徒が所属感を持つことができました。	・支援籍に対する理解をさらに高め、個にあった支援の方策を在籍校と支援籍校でより密に連携を図ります。		
○障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進								
		・幼児期からのきめ細かな支援体制で、個に応じた指導を実践します。	・指導主事が児童発達支援センターで就学支援についての講義（7月、1回実施）をするとともに、保護者に対して小・中学校の特別支援学級への見学会を実施しました。	学教	・児童発達支援センターに教育委員会事務局の職員が行き、保護者に講演をしたり、保護者が特別支援学級を見学したりすることで個に応じた支援体制づくりの一助となりました。また、そのことで保護者との面識ができ、就学相談もスムーズに実施できました。	・障がいのある子どもの保護者は、大きな悩みを抱えているケースが多いので、情報を提供し、保護者の願いを受けとめながら個に合ったよりよい支援の方策を立てます。		
		・個に応じた支援計画をもとに継続した指導を実践します。	・個人に応じた支援計画だけではなく、県作成のサポート手帳を利用した継続性ある支援を行いました。	学教				
○特別支援学級や通級指導教室の特性を生かした特別支援教育の充実								
		・特別支援学級や通級指導教室において、一人一人に応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組みます。	・児童生徒の状況に合った適切な支援を行うため、各小・中学校において、個別の指導計画を作成し、指導に取り組みました。	学教	・児童生徒に合った適切な支援や、個別の支援計画に基づいた指導を実施することで個人の能力を引き出すことができました。	・個別の支援を充実させるためには、施設や支援員の配置などの学習環境を充実させます。		
○特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用								
		・通常学級における支援が必要な児童への補助として、各小学校に支援員を配置して教育活動の充実を図ります。	・各小・中学校を指導主事が回り、一人一人のニーズや支援の必要を確認し、適切な人事配置を行いました。（学力向上支援員 小学校15人、中学校4人）	学教	・支援員の配置により、きめ細かな指導が実現するとともに、個別の支援を実施することで効果的な学習指導が実施できました。	・よりきめ細かな支援計画を立て、計画を実践していきます。また、支援員の研修なども検討します。		
		・特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助として、特別支援学級のある小・中学校に支援員を配置して教育活動の充実を図ります。	・特別支援学級における教育活動の充実及び児童生徒に対しきめ細かな対応を図るため、特別支援教育支援員を配置しました。（小学校・中学校合計27人《通級指導教室を含む》）	学教				

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成 2 7 年度 取組状況・実績				
	○ L D ・ A D H D ・ 高機能自閉症等の児童生徒の理解と指導の充実						
		・ 特別支援教育コーディネーターを配置し、研修により資質の向上に努めます。	・ L D ・ A D H D ・ 高機能自閉症等の児童生徒の理解を深めるとともに、保護者対応などの知識の向上を図るため、各小・中学校に特別支援教育コーディネーター（計 1 2 人）を配置しました。また、特別支援教育コーディネーターについて、県主催の研修（小学校 1 名、中学校 1 名）に参加しました。	学教	・ 各小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内の特別支援教育の推進役となることにより、配慮を要する児童生徒への適切な支援を実践することができました。	・ 各児童生徒の状態に応じ、児童生徒の様子を理解し、個に合った支援を確立していき、騎西特別支援学校のコーディネーターと積極的かつ計画的に連携していきます。	
		・ 各小・中学校における特別支援教育に関する研修の充実を図ります。	・ 騎西特別支援学校で開催されたノーマライゼーションの理念に基づく教育推進連絡協議会に参加しました。	学教			
	○ 適正な就学相談・就学支援の推進						
		・ 就学支援委員会において、より良い就学先について検討します。	・ 児童生徒のよりよい就学先について検討するため、就学支援委員会を開催しました。（ 5 回開催）	学教	・ 就学支援委員会では、保護者との面談だけではなく、専門員が児童生徒の行動観察を行い、細かな観点から児童生徒の就学先についての情報を収集して、就学支援委員会でよりよい支援を検討し、保護者とともに就学先を決定することができました。	・ 就学支援委員会での結果を保護者が合意しなかった場合における、通常学級での支援については十分に検討し、個別の支援計画を作成し対応していきます。	
		・ 専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観のもとで、適正に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。	・ 各小・中学校及び特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや医師などを就学支援委員会委員として任命し、それぞれの立場から、子ども一人一人の就学先について慎重に審議するとともに、保護者との面談も含めた支援を実施しました。	学教			
○ ノーマライゼーションの理念に基づく施設設備の整備							
	・ スロープ、手すり等、ノーマライゼーションの理念に基づく施設設備の充実を図ります。	・ 平成 2 5 年度までに小・中学校 1 2 校のうち 1 0 校において、児童生徒が利用できるエレベーターの設置が完了しました。 ・ 平成 2 6 年度までに市内小・中学校のすべての学校にスロープや手すりが設置されました。	教総・学教	・ 適切なスロープや手すりなどを設置し、バリアフリーにすることで障がい者の生活に不便な障壁を取り除くことができました。	・ 施設の設置だけでなく、本来のノーマライゼーション理念に基づいて、児童生徒に利用や活用について伝えていきます。		

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

今日の児童生徒の課題として、他者との関わりがうまく築けない等の人間関係を形成する力の低下や、自己中心的で約束やルールを守れない等の規範意識の低下が挙げられます。このような課題を解決するために、自他を認め、尊重し合い、感動や感謝の気持ちを表現できる豊かな心と健やかな体の育成が重要です。そのために、ボランティアや福祉などの社会体験活動を推進するとともに、生徒指導・教育相談体制の充実のため、教職員の研修の活性化やスクールソーシャルワーカーの活用を図ります。

また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

さらに、インターナショナルセーフスクール（ＩＳＳ）の認証に伴う安全への取組を通して、児童生徒が将来にわたって自分自身の安全を守る能力の育成に努めます。

施策１ 基本的人権を尊重する教育の推進

施策２ 人権啓発活動の推進

施策３ 心の教育の推進

施策４ ボランティア・福祉教育の推進

施策５ 生徒指導・教育相談体制の充実

施策６ 児童生徒の健康の保持増進

施策７ 運動習慣の形成と体力向上の推進

施策８ 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策1 基本的人権を尊重する教育の推進								P38
○人権教育推進体制の充実								
			・小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。	・すべての教育活動において人権教育の視点に立った活動を推進するため、各小・中学校が教育指導計画に人権教育に係る計画を整備しました。	学教	・年間をとおして教育活動全体において人権教育の充実を図ることができました。 ・児童虐待対応研修で得た情報を共有することで、学校における早期発見、早期対応の徹底に向けての組織づくりができました。	・実際に人権問題に係る事案が発生した場合に、関係諸機関と連絡を直ちに取り、対応できる体制づくりを構築していきます。	
			・小・中学校における児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実させ、家庭や地域の関係機関と連携し、児童虐待を防止します。	・児童生徒への指導及び保護者等への啓発を図るため、県が作成したリーフレットや人権相談カードを配布しました。 ・県が主催する児童虐待対応研修会に参加（8月・北本市文化センター会場）し、受講者が各小・中学校において研修の内容を報告し、情報の共有化を図りました。	学教			
○学校教育および社会教育における人権教育の推進								
			・小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。	・各小・中学校における人権教育におけるリーダーの実践力の向上を図るため、人権教育推進委員会を開催しました。（4回開催） ・県が主催する南部地区人権教育実践報告会に参加（7月北本市文化センター会場、12人参加）し、受講者が各小・中学校において研修の内容を報告し、情報の共有化を図りました。	学教	・人権感覚育成プログラムを活用した研修を校内で実施することにより、教職員の人権意識の高揚を図ることができました。 ・同和問題に係る生涯学習人権講座研修会をとおして、市民の人権意識の高揚を図ることができました。 ・生涯学習人権講座研修会で同和問題や女性及び子どもの人権についての講座の開催をとおして、市民の人権意識の高揚が図られました。	・すべての学校において、人権感覚育成プログラムを活用した授業の実践を広げていきます。 ・家庭教育の中においても、親子で人権について考えていくことができるよう、今後も人権をテーマにした映画の上映や研修などの実施を推進していきます。 ・幅広い世代に様々なテーマの人権教育を行うことができるよう、今後も研修会を実施していきます。 ・社会教育講座の内容を工夫して、さらに多くの市民の講座への参加を促進していきます。	
			・各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。	・地域における人権教育推進者の育成のための生涯学習人権講座研修会（10月～12月に4回開催、延べ162人参加）、公民館ごとに行う公民館等における人権教育研修会（8回開催、延べ223人参加）、小・中学校PTAにおける人権教育研修会（13回開催、延べ433人参加）を実施しました。 ・各地域学習センターの高齢者学級の講座において、人権教育に関する講座を実施しました。	生学			
			・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを普及させます。	・様々な教育活動での有効活用を図るため、各小・中学校に人権感覚育成プログラムの活用状況調査を行い、全12校で「取り組んだ」という回答がありました。 ・人権教育に係る指導方法の向上を図るため、各小・中学校において、人権感覚育成に係る指導者を招き、校内研修を実施しました。	学教			
			・同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。	・同和問題に対する理解を深めるため、生涯学習人権講座研修会で同和問題についての講座を設け、実施しました。（10月～12月、4回開催、162人参加）	生学			

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進						
		・男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。	・男女共同参画に対する理解を深めるため、生涯学習人権講座研修会で男女共同参画についての講座を設け、実施しました。 （10月～12月、4回開催、162人参加） ・児童生徒に男女共同参画に係る意識啓発を図るため、小・中学校の人権教育において、人権作文を実施しました。	学教・生学	・各小・中学校における人権作文などの人権教育の実施をとおして、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観をはぐくむことができました。 ・生涯学習人権講座研修会の参加者による感想について、研修会の実施に高評価をいただいたことから、男女共同参画に係る意識啓発の一助となっていたことが確認できました。	・各小・中学校における人権教育の実施及び生涯学習人権講座研修会の内容の充実により、男女共同参画に係る意識啓発を推進します。	
		・次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。	・小・中学校の人権教育において、男女平等について扱うとともに、セクシャルハラスメントなどに関する男女平等教育資料を配布し、男女の人権を等しく尊重する指導をしました。	学教・生学			
施策2 人権啓発活動の推進P40							
	○人権教育啓発資料の刊行						
		・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。	・家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」を25,550部、人権推進の活動の様子を紹介した北本市人権教育推進委員会広報「けやき」を25,550部発行して全家庭に配布しました。また、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を6,200部発行し、全児童生徒に配布しました。	生学	・家族で読める話や親しみやすい資料で構成した人権教育啓発資料「ふれあい」、人権推進の活動の様子を紹介した北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、児童生徒の人権作文を集めた人権文集「じんけん」を発行し、市民の人権意識の啓発が図られました。	・人権教育啓発資料について、より多くの人々に読んでもらえるよう編集を工夫していきます。	
	○北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発						
		・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。	・北本市児童憲章の周知及び市民の啓発を図るため、各小・中学校並びに中央公民館及び各地域学習センターにおいて北本市児童憲章を分かりやすい場所に掲示しました。	学教・生学	・北本市児童憲章を各小・中学校や公民館などの公共施設の分かりやすい場所へ掲示することで、多くの方に憲章の周知を図ることができました。	・北本市児童憲章について、引き続き児童生徒のみならず、市民への周知・啓発に努めます。	
施策3 心の教育の推進P41							
	○道徳の時間における学習指導の工夫						
		・「私たちの道徳」や「彩の国の道徳」など、各種資料を効果的に活用するとともに、話し合いの形態などを工夫することで、児童生徒の多様な感じ方や考え方を引き出し、道徳的实践力を育成します。	・児童生徒が道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深めるため、道徳の授業に文部科学省の「私たちの道徳」や県の「彩の国の道徳」を活用しました。 ・学校と保護者の共通理解を図り、家庭においても同じ視点に立って子どもたちの道徳心をはぐくんでいくために、家庭用「彩の国の道徳」を小学1年生児童の全家庭に配布しました。	学教	・各小・中学校において年間指導計画に則して道徳の授業を実施することにより、全教育活動をとおして道徳教育を推進することができました。	・児童生徒の道徳的实践力を継続的に高めていきます。	

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○特別活動・部活動の充実						
		・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。	・各小・中学校において、様々な学校行事、芸術鑑賞教室(各小学校１回)、こころの教育推進事業の活動（理科教育の専門家による理科実験教室（小学校２校）、芸術家による図工教室（小学校１校）、女子プロ野球選手による野球教室（小学校２校）、太鼓協会による太鼓教室（小学校１校）を実施しました。	学教	・数多くの行事や本物に触れることのできる体験活動を通じて、児童生徒の豊かな情操を養うことができました。 ・部活動では、生徒に運動や文化、科学の楽しさや喜びを味わわせるとともに、責任感や連帯感等をかん養うことができました。	・児童生徒の豊かな感性を磨くための講師の選任について慎重に検討していきます。 ・部活動においては、人間性豊かで優れた指導力を持つ外部指導員の確保に努めていきます。	
		・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。	・教師と生徒が一体となり各種コンクールや大会に積極的に臨み活躍するとともに、各中学校において、県大会出場者、入賞者に対して壮行会を行うなど、お互いの健闘を認め合いました。	学教			
		・より専門的な指導を補完できる部活動の指導員を配置して、充実した部活動を推進します。	・技術指導をとおして生徒にスポーツや文化等のすばらしさを指導するとともに社会生活でのマナー、エチケット等の心の指導を行うため、各中学校の部活動に対して、専門的技能を有する地域の人材を外部指導員として配置しました。（２９人配置）	体育			
	○体験的な学習等の推進						
		・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、学校ファームでの農業体験（各小・中学校）、総合的な学習の時間における地域の方とのふれあい活動（各小・中学校）、自然体験学習（各小・中学校）、市内各所での３日間の職業体験活動（各中学校）を実施しました。	学教	・地域の方の協力を得て、農業体験、職場体験等を実施することにより、農業や食及び職業に対する興味を持つ児童生徒が見られるようになりました。	・農作業の初期段階と収穫だけでなく、作物を成長させていく大切な時期にも目を向けた体験活動を実施します。	
	○北本ふれあい家族の日の取組の実施						
		・１０月第１土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深め、改めて家族を振り返り、家族のあり方を考えるきっかけとします。	・児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集し、発表する「北本ふれあい家族の日」を上尾法人会北本支部との共催により実施しました（１０月）。本事業の趣旨を踏まえた作品が2,041点出品され、その中から特に優秀な２４点の作品を「ふれあい家族賞」として選び、表彰するとともに、市内の金融機関において展示しました。	学教	・１階ロビーにおいて作品展を実施したことにより、例年以上の方々が来場し、親子で作品を観覧するなど、家族の絆を深める一助となりました。	・夏季休業中の課題のひとつとして多くの児童生徒に取り組めるように特に標語部門への出品を働きかけます。	
○こころの教育推進事業の実施							
	・児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図るため、小学校に芸術やスポーツなどに専門的な経験や知識をもった講師を配置します。	・児童の豊かな感性をはぐくむため、女子プロ野球選手による野球教室（２校）を実施しました。選手による実際のプレーを目にしたり、選手と一緒に練習したりキャッチボール等を行う中で、レベルの高さを感じたり、憧れの気持ちを持たせることができました。	学教	・専門家との活動を通じて、児童が夢を持ち続けることの大切さを抱き、目標に向かって努力することの大切さに気付くことができました。	・児童に夢や感動を与えることで将来に向けた希望を持たせたり、児童の感性をはぐくむとともに、教員の指導力の向上を図ることができる講師の人選を進めます。		

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○彩の国教育の日の普及・推進						
		・教育に対する関心と理解を深めるとともに、家庭、学校及び地域社会の連携の下に教育に関する取組を推進する「彩の国教育の日」の普及・推進に努めます。	・家庭や地域との連携を深めながら、小学校においては50件、中学校においては48件の取組を実施しました。各小・中学校で内容に工夫をこらし、「学校公開日」や「音楽発表会」、「交流会」などの充実した活動が行われました。	学教	・家庭や地域から多くの方々に参加していただき、教育に対する関心と理解を一層深めることができました。 ・児童生徒が地域の方々との交流を深めるよい機会となりました。	・小中一貫教育をより一層推進する観点から、小学校と中学校が連携して行う取組を充実させます。	
施策4 ボランティア・福祉教育の推進 P43							
	○ボランティア活動や福祉体験の充実						
		・ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験の充実を図ります。	・総合的な学習の時間等でボランティア・福祉教育に関する授業を行い、車いす体験、アイマスク体験、点字体験等、学校や地域の実態に応じた体験学習を行いました。（全ての小・中学校にて実施）	学教	・児童生徒の自主性や自発性が育ち、教育活動において児童生徒が主体的に学習に取り組めるようになり、児童生徒の社会性が育ち、社会参画への契機となりました。	・引き続き、学校内における組織作りと推進体制の整備を行います。	
	○関係団体との適切な連携						
		・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実を図ります。	・地域の福祉施設などの関係団体と連携し、車いす等を借りて、各小学校で体験活動を実施しました。	学教	・福祉に関する体験活動を実施するため、地域の福祉団体の協力を得て、進めることができました。	・児童にとって有意義な体験であることから、体験活動を継続していきます。	
施策5 生徒指導・教育相談体制の充実 P44							
	○児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実						
		・子どもたちの視線に立った指導を、保護者との連携を図りながら実施します。	・各小・中学校においてなかよし・生活アンケートを毎月実施し、必要に応じ保護者に連絡をとり、連携を図りました。	学教	・児童生徒や保護者等とのコミュニケーションを意識することにより、話しやすく居心地のよい学級、風通しのよい保護者との関係の確立が図られました。	・引き続き、教育相談の充実を図るとともに、学校からの情報提供、担任と保護者との間における連絡等をおして、互いに情報を共有し、共通理解のもと、一貫した指導を行います。	
		・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。	・教育相談の実施、学校ホームページなどによる学校からの情報の発信、担任と保護者における連絡等、互いに情報を共有し、共通理解のもと、一貫した指導を行いました。	学教			

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○教職員の共通理解に基づく指導の推進						
	・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子どもにも」「どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。		・いじめ、不登校等の問題に対して、「どの子どもにも」「どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、毎月の生徒指導委員会（各小・中学校）、教育相談部会及びさわやか相談員との連絡会の開催などをおとして、問題の解決に取り組みました。		学教	・生徒指導委員会、教育相談部会の開催、さわやか相談員との連絡会などの実施をおとして職員間の共通理解・共通行動の共有が図られました。	・いじめ、不登校等について、小学校と中学校の実態や児童生徒一人一人の発達段階に応じ、個別の問題に対処していきます。また、それに対して、さわやか相談員などとの連携を強化していきます。
	・いじめについて、アンケートを毎月実施し、被害者の立場に立った指導、早期発見・解消を目指します。		・いじめの実態の把握と早期の解消を図るため、各小・中学校において、いじめについてのアンケートを実施しました。（１１回実施）		学教		
	○教育相談体制の充実						
	・教育センターにおける学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。		・教育センターではステップ学級において、学校になじめない児童生徒の学習支援を実施しました。なお、平成２７年度は小学生１人中学生１２人の児童生徒がステップ学級に通級しました。		学教	・教職員が不登校やいじめ等にかかわる児童生徒や保護者に対しての働きかけを迅速に、かつ、誠意をもって行ったことで、不登校の割合に改善が見られ、いじめの解決・解消につながったと考えられます。	・今後も児童生徒の友人関係や教職員との良好な信頼関係が築けるよう、教育センターやさわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、取り組んでいきます。
	・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員による教育相談活動を推進します。		・生徒の不登校、いじめ等に早急に対応するため、各中学校にさわやか相談員を配置（計４人配置）するとともに、県費により設置しているスクールカウンセラー（計３人配置）の専門的な知識を活用し、教育相談活動を実施しました。（さわやか相談員、相談者数〔延べ人数９４８人〕）		学教		
	・児童生徒がおかれた家庭、友人関係等の諸問題について解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの活動を推進します。		・家庭、友人関係等の諸問題の解決に当たるため、スクールソーシャルワーカーを配置しました。（１人配置）		学教		
	○学校間連携の推進						
	・中１ギャップを解消するために小・中学校教員の連携・交流をおし、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるように支援します。		・学校４・３・２制を推進し、中１ギャップの解消を図るため、夏季合同研修会や小・中学校教員の相互授業参観を実施し、小・中学校教員の相互の連携や積極的な交流を行いました。 ・市内４中学校区毎に、校区の実態を踏まえ、発達の段階における課題解決に取り組みながら、義務教育９年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かし、校区毎に取り組みました。		学教	・各中学校区において学校４・３・２制の研究として、義務教育９年間を見とおした教育課程の編成や、生徒指導の実践等に取り組みました。	・各中学校区で成果の出た取組を取り入れ、各校区の実態に合わせて市内全体で共通行動を図っていきます。

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携						
		・連絡協議会を開催し、学校同士の連携やPTA、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。	・学校間における情報交換やPTA、地域、警察、児童相談所等と情報を共有し、連携を深めるため、児童生徒健全育成連絡協議会を開催しました。（4回開催）	学教	・児童生徒健全育成連絡協議会を定期的に開催することで、情報を共有することができました。 ・小中一貫教育として生徒指導体制の連携を図ることができました。	・非行・問題行動が減少傾向にある今だからこそさらに「積極的な生徒指導体制」を各校が取り組めるように働きかけていきます。 ・また、学校4・3・2制をさらに深化させ、生徒指導面でのさらなる共通した取組を行っていきます。	
		・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。	・統一した生徒指導の基本を徹底するため、各中学校区において共通の生徒指導項目を定めました。 ・夏季合同研修会（8月）において生徒指導体制に係る共通項目を策定するなど、小・中学校間の生徒指導体制に関する共通理解を深めました。	学教			
	施策6 児童生徒の健康の保持増進 P46						
	○学校保健活動の充実						
		・各小・中学校で学校の保健計画に基づき、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立する等、子どもたちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。	・各小・中学校の保健計画に基づいて、基本的な生活習慣の確立や疾病の予防などに努めました。また、県が主催する研修会に教員を派遣しました。（埼玉県学校健康教育推進研修会2人、埼玉県学校健康教育推進大会10人） ・学校歯科医と連携を図り、各校において学校歯科保健活動を推進し、児童生徒の歯・口の健康づくりに努めました。（南小学校：埼玉県学校歯科保健コンクール地区優良校受賞） ・各小・中学校において健康面での課題について協議し、健康教育の充実を図るため、家庭や学校医等と連携による、学校保健委員会を開催しました。（1回以上開催） ・学校保健に関する活動の円滑化を図るため、北本市保健主事研修会を実施しました。（1月、1回開催、11人参加）	体育	・各小・中学校で保健計画に基づいて学校医や家庭と連携し、学校保健委員会を実施するとともに、教員を研修会に派遣し、保健教育を効果的に進めることによって、児童生徒の健康を保持増進することができました。	・組織的に児童生徒の健康の保持増進を図るため、各小・中学校ごとに作成した保健計画の常日頃からの見直しと改善を図るよう指導します。	
		・保健教育を効果的に進め、子どもたちが生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。	・保健学習や保健指導に係る専門的な知識の習得を図るため、県が主催する研修会に教員を派遣しました。（保健主事研修会、新任保健主事研修会3人）	体育			
		○学校環境衛生の維持管理					
		・学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めるとともに、放射能汚染から児童生徒を守ります。	・学校環境衛生の維持管理を図るため、各小・中学校において学校薬剤師の指導・助言のもと、検査項目を精査し、給食室検査・空気検査（ホルムアルデヒド・トルエン・二酸化炭素）・ダニ検査・プール水質検査を行いました。 ・プール使用前のプール清掃前に汚泥の放射線量を測定し、0.23μSv／h未満であることを確認しました。また、プール開設後1カ月を目安にプール水の放射性物質の濃度測定を実施し、安全性の確認と結果について、市ホームページに掲載しました。	体育	・学校環境衛生基準等に基づき、学校薬剤師の指導・助言のもと、給食室検査・空気検査・ダニ検査・プール水質検査（放射線量の測定含）を実施し、学校環境衛生の維持管理を総合的に行うことができました。	・学校環境衛生基準等に基づき、検査項目を精査し、検査を行い、健康的な学習環境の確保に努めます。	

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成 2 7 年度 取組状況・実績				
	○食育の推進						
	・子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し朝食欠食の解消に取り組みます。	・各小・中学校で給食だよりを発行し、栄養バランスや規則的な食事、朝食の大切さ等を伝えるとともに、望ましい食習慣が身に付くよう児童生徒や保護者の意識啓発に努めました。 ・朝食メニューのレシピの配布や早寝・早起き・朝ごはんに係るチェックカードの使用、給食集会の実施など、各小・中学校で、朝食欠食ゼロに向けた活動を支援しました。（朝食欠食率 小学校 5 ・ 6 年1.1%、中学校1.9%）※県推奨1.0%未満	体育	・栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かして組織的・計画的に食育が推進されました。 ・学校給食における食物アレルギー対応について、市内小・中学校で共通認識に基づく対応マニュアルを改善・整備するとともに、研修会を実施し、教職員の知識・理解を深め、学校での対応について、充実を図ることができました。 ・地場産物を学校給食で使用するにより、児童生徒の「食と農」への関心を高め、郷土を愛する心をはぐくむことができました。 ・学校給食法第9条の「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食の適切な衛生管理を図るため、給食調理従事者（栄養士・調理員等）の細菌検査及び衛生に関する研修会を実施し、衛生管理体制の徹底化と意識啓発を図るとともに、児童生徒に安全な給食を提供することができました。 ・体や環境を清潔で衛生的に保つ等、保健学習や保健指導で学習した内容を給食指導で実践することにより、衛生習慣の確立を図ることができました。	・中学生の朝食の欠食率については、1 %を上回っていることから、引き続き生徒及び家庭への啓発を行っていきます。 ・バランスのよい食生活を実践できるよう、学校の教育活動全体で継続的に取り組むとともに、家庭との連携を更に強めていきます。 ・学校給食における食物アレルギー対応について、研修会を継続していきます。 ・地場産の野菜や果物は天候等に左右されやすく、数量の確保が難しいことありますが、生産者団体等と調整を図りながら、地場産の食材の品目及び使用を増やしていきます。 ・調理従事者の衛生管理に関する知識向上を図るため、引き続き衛生に関する研修会を実施し、安全な給食の提供を行います。 ・衛生習慣の確立を図るため、家庭との連携を図ります。		
	・栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を活用し、食育の充実に努めます。	・各小・中学校において、栄養教諭や学校栄養職員による専門知識や能力を生かし、児童生徒の発達段階に配慮した食育の授業及び指導を実施しました。（全小学校 5 年生 6 6 6 回、全中学校 1 年生 2 8 5 回） ・学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを示し、対応の流れや体制づくりについて共通理解を図り、各校のマニュアルづくりを支援しました。 ・市内小・中学校の教職員等を対象とした食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会を実施しました。（小学校 2 7 人、中学校 1 0 人、生涯学習課・放課後子ども教室 1 1 名参加）	体育				
	・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実を図ります。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。	・栄養教諭や学校栄養職員を県等が主催する研修会に派遣しました。（彩の国学校給食研究大会 4 人、食育指導力向上授業研究協議会 4 人、食育推進リーダー育成研修会多数参加） ・指導力の向上を図るため、各小・中学校の給食主任や栄養教諭、学校栄養職員による研究授業及び研究協議会を実施しました。（6 月、1 回開催、1 5 人参加）	体育				
	・給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食に対する関心を高め、理解を深めます。	・児童生徒の食に対する関心を高め、理解を深めるため、学校給食食材について、桜国屋をとおして地場の野菜を購入し、地場産野菜等の使用について、品目数及び使用回数を増やすように努めました。（平成 2 7 年度：小学校5,124 k g、中学校2,396 k g）	教総				
	・保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。	・児童生徒の身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容の理解を深めるため、各小・中学校において年間指導計画に基づいて、保健学習を進めました。 ・児童生徒が健康な生活への理解を深めるとともに、正しい行動様式を身に付けるため、各小・中学校において年間指導計画に基づいて、保健指導を進めました。	体育				
	・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食調理場における衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。	・学校給食調理従事者の衛生管理に対する意識啓発を図るため、外部職員を講師とした衛生講習会を実施しました。（8 月、1 回開催、1 0 4 人参加（前年度比 1 9 人増）） ・給食食材の放射性物質に係る検査を給食実施日に児童生徒が給食を食する前に行い、その結果を市ホームページに公表しました。	教総				

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○性に関する指導の推進						
		・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子どもたちの心と体のバランスに配慮した性に関する指導に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。	・県主催の研修等に教員を派遣しました。（「性に関する指導」指導者研修会3人、「性に関する指導」〔保健体育〕授業研究会2人） ・体育主任会や学校保健担当者会議等で県の指導内容を伝達し、各小・中学校で児童生徒の実態や発達段階に応じた性に関する指導を進めました。	体育	・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への情報提供や研修の実施などにより、児童生徒の実態に応じて、心と体のバランスに配慮した指導を計画的に行うことができました。	・指導力の向上を図るため、学校保健担当者の研修会への積極的な派遣を進めています。	
	○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進						
		・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。	・県の研修会に教員を派遣し、参加者をとおして所属校に内容や資料を周知伝達するように努めました。（薬物乱用防止教室研修会6人、薬物乱用防止教育研修会3人） ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する視聴覚教材（教育ビデオ・DVD等）の学校貸出しについて整備しました。	体育	・指導方法を工夫し、保健学習の充実を図るとともに、各小・中学校において薬物乱用防止教室や非行防止教室等を実施することにより、児童生徒へ喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損う原因となることの意識付けが図られました。	・喫煙、飲酒、薬物乱用防止について、児童生徒のみならず、保護者や地域の方の意識も啓発していきます。	
		・保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、児童生徒が自ら考え、適切な判断ができるような指導を推進します。	・児童生徒の興味・関心を引き出すことができる分かりやすい資料、視聴覚教材、体験的活動を取り入れるなど、指導方法の工夫を行いました。	体育			
		・児童生徒の発達段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関とが連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。	・各小・中学校において埼玉県警の非行防止班や保健所の薬物乱用防止指導員等を講師として、薬物乱用防止教室及び非行防止教室等を実施しました。小学校では主に高学年を対象として、中学校では全校生徒を対象として行われ、全小・中学校で132人の保護者等も参加しました。	体育			
施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進 P48							
	○「教育に関する3つの達成目標」（体力）の推進						
		・「体力」達成目標について、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。	・新体力テスト（5・6月実施）の個人結果を児童生徒及び保護者に知らせることによって、自己の体力に応じた目標、課題を設定し、達成に向けた取組ができるようにしました。 ・総合評価で上位3ランク（A、B、C）の割合が、小学校は80.1%、中学校は88.6%となりました。※県平均（小学校81.3%、中学校84.8%）	体育	・体力プロフィールを活用し、児童生徒各自が体力向上目標値の設定・達成に向けた取組について、体育・保健体育授業を中心に教育活動全体をとおして行うことができました。	・児童生徒の体力向上に向けた取組を、家庭や地域と連携して実施していきます。	

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○学校体育の充実						
		・ 体力向上推進委員会において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討し、各小・中学校での実践、検証に生かします。	・ 北本市の児童生徒の体力の現状や各小・中学校での実践について情報の共有を図るため、体力向上推進委員会を開催しました。（３回開催） ・ 児童生徒の体力の向上を図るため、各小・中学校において、新体力テストの結果をもとに、体力の実態を分析して、課題を明確にし、具体的な策を講じるよう努めました。（北本中学校：県体力向上優良校 東中：毎日カップ中学校体力づくりコンテスト入賞） ・ 次年度以降の参考資料とするため、各小・中学校での体力向上に係る実践について、体力向上冊子にまとめました。	体育	・ 体力向上推進委員会を活用し、各小・中学校の取組を充実させるとともに、研究推進校の研究発表や授業研究会をとおして教員の指導力を高めることにより、児童生徒の体力を向上させることができました。	・ 引き続き、児童生徒の体力の向上を図るため、新体力テストの結果をもとに、各小・中学校の課題を明確にしていきます。次年度は、更なる課題解決の効果をめざし、各中学校区ごとの体力課題を明らかにし、中学校区ごとに課題解決のための具体的な策を講じていきます。	
		・ 体力向上推進校において、体力向上のための研究実践を推進し、その成果を市内の学校に広めます。	・ 健康の増進と体力の向上に努める児童生徒の育成を目指して、北小学校及び石戸小学校を研究推進校に委嘱し、学校の教育活動全体を通じた研究実践に取り組みました。 ・ 体育及び保健体育科の授業改善や体育活動の充実、環境整備を行うなど、研究を推進し、研究授業や研究紀要における発表等をとおしてその成果を市内外の学校に広めました。	体育			
		・ 体育の授業研究会を開催するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。	・ 体力向上に関する研究推進校の研究発表会（北小、１１月）や小学校体育授業研究会、各小・中学校の授業研究会において、研究授業及び研究協議会を行いました。 ・ 教職員の意識の高揚を図るため、及び体力向上推進のための講演会（８月、２９人参加、講師：埼玉大学教授 戸部 秀之氏）を開催するとともに、体育指導・体力向上等に係るリーフレットを作成し、配布しました。 ・ 小学校教員を各領域の講習会に派遣（延べ５人派遣）するとともに、中学校教員を水泳・柔道・ダンスの講習会に派遣（延べ４人派遣）しました。 ・ 小学校において、体育授業での指導力を高めるため、県の主催する実技指導者講習会に派遣した教員を指導者として、北本市実技指導講習会を実施しました。（水泳系：６月、２７人参加 体づくり運動系・表現運動系・陸上運動系・ボール運動系：７月、４０人参加）	体育			
		・ 中学校武道などの保健体育科の授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。	・ 武道の基礎基本の定着と安全管理の徹底を図るため、市内４中学校の保健体育科における武道の授業において、経験豊かな地域の専門的指導員を活用し、ティームティーチング等、複数体制による指導を行いました。（外部指導員延べ５８人派遣、北本中・東中・西中で柔道の授業を計９回実施、宮内中で剣道の授業を計４１回実施）	体育			

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○体育的活動の充実及び外遊びの奨励						
		・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的行事を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。	・市内全小学校の6年生が参加する、球技大会（バスケットボール、5月）及び体育大会（陸上競技、10月）を実施しました。 ・縄跳び大会、ドッジボール大会、球技大会、持久走大会、強歩大会など各小・中学校の実態に応じた体育的行事を計画的に実施しました。 ・自校の体力的な課題を解決する運動や基礎的基本的な動きが身に付く運動、仲間と交流する運動などを取り入れた、業前運動や体育朝会等の体育活動を各小・中学校の実態に応じて実施しました。	体育	・球技大会及び体育大会をとおして、市内全小学校の6年生がスポーツに親しみながら、体を動かす心地よさに触れ、仲間と交流する楽しさを味わうことができました。 ・各小・中学校の取組みにより、児童生徒の運動に親しむ場や機会が増えました。	・各小・中学校において、体育的活動の充実や外遊びの奨励を継続していきます。	
	○運動部活動の充実						
		・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者を活用するとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。	・各中学校の運動部活動に対して、専門的技能を有する地域の人材を外部指導員として派遣し、教育活動の一環として顧問教師の指導に対し技能面での援助を行いました。 （派遣運動部数25部、外部指導者29人、指導回数1,367回）	体育	・運動部活動では生徒が主体的に活動し、全国大会や関東大会に出場する部活がありました。	・引き続き、生徒の豊かなスポーツライフを支援できるよう、施策を講じていきます。	
		・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。	・東中剣道部と宮内中剣道部において、合同で部活動を行うことができました。	体育			
		・夏休み期間等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。	・小学生の中学校の部活動に対する興味や関心を高めるため、各中学校において、夏季休業日中に校区の小学校6年生を対象とした部活動体験及び部活動見学会を実施しました。（7～8月）	学教			
○児童対象の運動教室の開催							
	・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、基礎・基本の定着を図ります。	・運動への意欲と技能の向上を図るため、オリンピックメダリスト水島宏一氏を含め7名を講師として招き、第10回運動教室「楽しく跳ぼう跳び箱運動教室」を開催しました。 （6月、小3～小6児童123人参加）	体育	・跳び箱運動教室では、専門家による指導により、児童が楽しみながら活動し、興味関心を高めるとともに、前転や開脚跳びなどの技を習得することができました。	・今後も内容や回数等を検討し、専門家を講師に招いて運動教室を実施していきます。		

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底								P50
○交通安全の推進								
		・通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導、定期的な安全点検をはじめ、保護者と連携しての点検等をきめ細かに実施し、改善します。	・各小・中学校で通学路の緊急合同点検を実施するとともに、当該点検で確認した改善すべき箇所について、関係部署と連携し、対策を計画し、可能な箇所から改善に着手しました。	学教	・各小・中学校で安全マップを作成することで、危険個所を児童生徒に周知して、事故防止の意識を高める事ができました。また、学校ボランティア等の登下校指導の協力により安全に登下校ができるようになりました。 ・スケアードストレイト教育技法による自転車安全教室により、自転車交通事故仮想体験ができ、交通安全への意識が高まりました。	・交通安全教育を着実に推進し、交通ルールの遵守とマナーの向上を高めていきます。 ・スケアードストレイト教育技法による自転車安全教室で学んだことを、市内小・中学校の安全教育で活用していきます。		
		・児童生徒の身近な通学路を含む地域安全マップを作成し、授業で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。	・児童生徒の交通安全の意識の向上を図るため、各小・中学校において地域安全マップを作成しました。特に西中学校では安全マップを拡大して、廊下に掲示し、危険個所の周知だけでなく、生徒の安全意識の高揚を図りました。	学教				
		・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶための交通安全教室を実施します。	・自転車の正しい乗り方等を学習するため、各小学校において自転車安全教室を実施（1学期）するとともに、各中学校において自転車登校の生徒を対象に安全点検や交通安全指導を実施しました。 ・西中学校では、スケアードストレイト教育技法による自転車安全教室を実施しました。	学教				
○災害安全（防災）の推進								
		・災害時に適切な行動を取ることができるよう児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。	・災害時に適切かつ安全に避難できるよう、各小・中学校において、避難訓練を実施しました。（各小・中学校3回実施）	学教	・各小・中学校で避難訓練を実施することで、災害時に安全に避難できる意識が高まりました。また、児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や保護者への引き渡しを確認することで対応についての見直しを行うことができました。	・各小・中学校での避難訓練について、児童生徒が災害時に避難する場合の避難経路の確認と避難方法について、あらゆる場合を想定して実施していきます。		
		・北本市危機管理指針との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。	・各小・中学校において、児童生徒が帰宅困難な場合を想定した対応や保護者への引き渡しなどの緊急災害時の対応について確認をするとともに、その対応の見直しを図りました。	学教				

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○生活安全の推進						
		・教職員の危機管理意識を高めるための研修を実施します。	・教職員の危機管理意識を高めるため、各小・中学校の安全教育担当者が県主催の学校安全教育指導者研修会（７月、１３人参加）に参加し、その内容を共有するために、校内研修などを実施しました。	学教	・ I S S の認証を受けた中丸小、宮内中からその成果を発信でき、各小・中学校にて共有することができました。 ・日頃から教職員の危機管理を高めるための定期的に研修を実施することで、教職員の危機管理を高める事ができました。 ・地域や保護者と連携して校区内をパトロールすることで、学校・家庭・地域が連携して児童生徒を見守る体制を整備することができました。 ・青色回転灯装備車両による定期的な見回り活動を行い、市内の安全情報をキャッチすることができました。	・ I S S 認証校の先進的な取組を市内全小・中学校に広めるとともにさらなる取組を実施し、成果について共有していきます。 ・教職員の危機管理意識の向上に向け、定期的な研修や掲示物等のユニバーサルデザイン化を行い、非常時には適切な判断・行動ができるよう指導していきます。 ・学校や保護者、地域及び青色回転灯装備車両などのパトロール活動を強化し、市内全域の防犯意識を高めていきます。 ・スクールガードリーダー等人材の有効活用を行っていきます。	
		・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。	・児童生徒及び教職員の防犯意識の向上を図るため、小・中学校において、管内警察署に協力を得る等して、防犯教室を実施しました。	学教			
		・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。	・各小・中学校において、毎月、施設設備の安全点検を実施しました。また、緊急時の対応に備えるため、危機管理マニュアルの見直しを実施しました。	学教			
		・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。	・不審者情報があったときに、各小・中学校に F A X 等で情報提供をし、児童生徒のみならず、各学校からのメール配信を通して、保護者への情報提供や周知を各小・中学校に指導しました。	学教			
		・あんしんまちづくり学校パトロール隊（スクールガード）の活動を推進します。	・各小学校にスクールガードリーダーを配置する（各小学校１人）とともに、スクールガードリーダー及びスクールガードの資質向上を図るため、スクールガードリーダー研修会（７月）とスクールガード研修会（３月）を実施しました。	学教			
		・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。	・児童生徒の登下校時の安全を確保するため、教育委員会事務局と各小・中学校により、通学路の合同点検を実施しました。 ・各小・中学校において、各学期の始業式や終業式で、安全指導の話を入れ、児童生徒の登下校の際の交通安全や防犯意識の啓発を図りました。	学教			

＊ ＩＳＳ・・・（体及び心の）ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進め、また児童生徒が中心となって活動することで、自らの安全を守る意識、能力を高めていくことを目指す活動に対する国際認証取得を目指す活動をいう。International Safe School の略。

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

子どもたちが未来を切り拓いていく力を身につけるために、質の高い学校が求められています。そこには個々の教員の力はもとより、学校としての組織力が重要です。そのため、学校運営の核となる校長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって質の高い学校教育の推進に取り組みます。

また、地域に開かれた特色ある信頼される学校づくりを一層推進するため、学校選択制の改善を図ります。

さらに、異校種間のなめらかな接続を目指し、幼・保・小の連携を推進します。

また、小・中学校の義務教育9年間を見通した学びの連続の中で、系統的な教育課程の実施、児童生徒・教員の交流を深め、9年間の発達段階に応じた課題解決の取組や適切な支援を行う学校4・3・2制（小中一貫教育）を市内全校で推進します。

施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）や異校種間連携の推進

施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

施策3 教職員の資質の向上

施策4 教育環境の整備・充実

施策5 学校経営の改革推進

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
施策1 学校4・3・2制（小中一貫教育）や異校種間連携の推進（※旧施策名「異校種間連携や小中一貫教育の推進」）P61							
○児童生徒の発達段階に応じた課題解決への取組や適切な支援を行う学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進							
		・義務教育9年間を小1～4・小5～中1、中2～3という発達段階に応じた指導を通し、小・中学校の連携・交流事業を進め、学びの連続性を重視した学校生活を送れるよう支援します。	・各中学校区毎に研究体制組織づくりを進め、交流行事、一部の授業形態の小中統一化、教室掲示の統一化等、校区毎に特色ある研究主題を設定し、一貫教育を推進していきます。 ・夏季合同研修会や小・中学校教員の相互授業参観を実施し、小・中学校教員の相互の連携や積極的な交流を行い、義務教育9年間を見通した教育課程の工夫、生徒指導等に特色を生かし、校区毎に取り組みました。	学教	・各中学校区において小中一貫教育の研究や学校4・3・2制の研究、義務教育9年間を見とおした教育課程の編成、生徒指導の実践等に取り組みました。	・各中学校区で成果の出た取組を取り入れ、各校区の実態に合わせて市内全体で共有し、精査した取組を推進していきます。	
○幼・保・小の連携やK I S E P（北本市小・中・高「相互」交流事業）による異校種間連携の推進							
		・小1プロブレム、中1ギャップ、高等学校進学への各不安解消のため、幼稚園等と小学校教員及び地元高校との連携事業により、園児・児童・生徒が安心して進学できるよう支援します。	・幼保小連携教育を推進し、保育参観の実施や幼保小連絡協議会を実施し、幼稚園・保育園（所）と小学校教員の相互の連携や積極的な交流を行いました。 ・市内4中学校に対し、北本高等学校教員による出前事業の実施やスポーツ交流を実施しました。また、北本高校と小学校との交流事業への取り組みました。	学教	・幼保小連携教育、小学校と高校、中学校と高校等、異校種間の連携を進め、園児や児童生徒だけでなく、教員の積極的な交流に取り組みました。	・各連携事業も担当学年や担当者等、一部の担当教員の負担とならないよう、連携の重要性と有用性を啓発、働きかけをしていきます。	
施策2 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進P53							
○学校協議会、学校外部評価委員会の効果的な活用							
		・保護者、教職員、地域の有識者や企業、関係機関や団体の代表などで組織する学校協議会で、児童生徒の健全育成、学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて協議し、学校教育のより一層の充実と発展を図ります。	・学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて各学校で協議するため、各小・中学校で保護者や地域の代表、教員で構成される学校協議会を開催しました。（各小・中学校3回程度開催）	学教	・学校協議会、外部評価委員会を計画的に実施し、各委員から学校の教育活動の取組について意見や助言をいただき、各小・中学校の教育活動の向上、発展を図ることができました。 ・学校の自己評価をもとに外部評価委員に学校の教育活動を評価していただき、次年度の学校経営や教育活動の方策の改善を図ることができました。	・学校協議員、外部評価委員の両方を兼ねている方や再任用の方が多いことから、より多くの協力者の確保について各学校に働きかけていきます。	
		・各小・中学校が、教育活動等の成果を検証し、より良い教育活動の提供や組織的・継続的な改善を図るため、学校外部評価委員会を設置し、外部評価を実施します。	・学校運営等について協議するとともに、学校の評価結果に基づき学校の教育活動等の成果を検証し、教育の一層の充実と改善を図るため、各小・中学校で保護者や地域の代表で構成される外部評価委員会を開催しました。（各小・中学校3回程度開催）	学教			

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進					
		・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。	・各小・中学校においてシラバス [*] を保護者等に公開するとともに、学校評価をとおして、教育課程の計画・実施についての評価を行い、その評価結果を公開しました。	学教	・各小・中学校においてシラバスの公開や学校評価を公表することにより開かれた学校経営を推進することができました。	・シラバスの形式や教育課程の公開方法（学校公開日など）においても学校４・３・２制、小中一貫教育の視点を盛り込んでいきます。
	○学校の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進					
		・地域に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。	・保護者や地域の方との連携を深めるとともに、開かれた学校づくりを行うため、各小・中学校において、学校公開及び親子ボランティア活動を実施するとともに、学校応援団との連携を図りました。	学教	・各小・中学校とも学習指導要領の趣旨を理解し、各小・中学校が創意工夫し、教育環境の整備や体験活動の充実を図ることができました。 ・東中は専門的なアドバイスを受け、農作業体験から食育へ結びつけることができました。	・授業時数の確保、行事の精選を行い、適切な教育課程となるよう各小・中学校へ指導していきます。 ・東中の取組を市内に広めていきます。
		・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。	・児童生徒の豊かな心をはぐくむため、体験農園（各小学校）や学校ファーム（各小・中学校）での農業体験、総合的な学習の時間での地域の方とのふれあい活動（各小・中学校）、自然体験学習（各小・中学校）を行いました。 ・東中では、北本市農業青年会議所の協力を得て、教師と生徒が協力して、年間で計画的に野菜を栽培し、収穫した物の中から学校給食で活用する取組を行いました。	学教		
	○ホームページ等を利用した情報発信の推進					
	・小・中学校において、自校を紹介するホームページを更新します。	・平成２６年度にリニューアルした各小・中学校のホームページの活用により、学校情報や児童生徒の活動状況についての情報発信を行いました。	学教	・各小・中学校においてホームページを定期的に更新するよう努め、積極的に情報を発信するようになってきました。 ・形式を統一することにより、見やすく、学校の特色が分かりやすくなりました。	・学校間において更新の頻度にばらつきがあるので、市内どの学校においても定期的な情報発信を進めていきます。 ・また、中身においてもよりニーズにあったものを企画・発信していきます。	
	・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を発信することで、学校運営の改善を図ります。	・各小・中学校において、学校だよりや学年だよりを定期的に発行し、保護者や地域に向けて情報を発信しました。 ・開かれた学校づくりを推進するため、各小・中学校において学校公開を行いました。（各小・中学校３回程度実施）	学教			
○学校選択制の計画的な実施						
	学校選択制において家庭地域との結びつきを強めるために選択制を改善します。	・選択制だよりの発行、保護者対象の説明会を実施し制度について周知するとともに、希望児童及び保護者との面談、選択制許可検討委員会の開催、選択結果の通知を行いました。	学教	・選択制の制度と改善理由の周知に努め、希望者との面談、結果の通知を適切に実施しました。	・今後も希望者数の推移や学校、家庭、地域の状況等を考慮し、選択制の改善を検討していきます。	

* シラバス . . . 各小・中学校で作成する、教科の年間授業時数、各学期及び各期間の大まかな学習内容、評価の観点並びに評価方法が示された学校の授業計画をいう。

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績					
施策３ 教職員の資質の向上								P55
○教職員研修の充実								
・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と授業力を高めます。		・教職員相互の連携と授業力を高めるため、各中学校区での学校４・３・２制・小中一貫教育に係る合同研修会及び小・中学校の教員の相互授業参観（各小・中学校１～２回開催）を開催するとともに、小中一貫教育により小学校教員が中学校（１４人）に、中学校教員が小学校（８人）に兼務しました。		学教	・小・中学校間の教職員合同の研修会や相互授業参観を実施することにより、学校４・３・２制、小中一貫教育の推進を図ることができました。 ・教師力ビルドアップセミナーや学びジョン研修会、若手教員研修会を実施することにより、教職員の資質や能力の向上を総合的に図ることができました。		・教職員の年齢構成において若手とベテランの二極化が顕著になっていることから、ベテランの経験と指導力を活かした若手教員の育成を図ります。	
・若手教職員研修や教員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力及び資質の向上を図ります。		・教職員の指導力と資質向上を図るため、若手教員のための教師力ビルドアップセミナーを実施（年１３回、延べ３９２人参加）するとともに、学校の中核となる教員を対象とする学びジョン研修会を実施（年６回、延べ７２人参加）しました。		学教				
・市立教育センターにおける教職員に係る各種研修会の充実を図ります。		・生徒指導教育相談中級研修会（７月１回、８月２回、延べ３０人参加）を実施しました。		学教				
○教職員の人事交流の推進								
・広域的かつ計画的な人事交流を推進し、教員の資質の向上を図ります。		・学校の活性化と教職員の資質の向上を図るため、当初人事方針に係る計画を定め、転補、転任を行うなど、他市町と積極的に広域的かつ計画的な人事交流を実施しました。		学教	・人事方針に基づく計画的な人事交流推進により、教職員の資質向上と学校の活性化を図ることができました。 ・小中一貫教育の推進を図る兼務教員や生徒指導対応教諭の発令、Ｊプラン教員の配置により、中学校区において課題の共有化と解決策を図ることができました。		・退職者の増加により新採用教員が増加していることから、今後の教職員の年齢構成や教員の資質向上を十分配慮した人事交流を図ります。	
・教職員の小・中学校の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。		・教職員の人事交流を行うことにより教員の指導力の向上を図るため、Ｊプランにより小・中学校に各１人ずつ教諭を配置するとともに、小中一貫教育に係る教員（２２人）や生徒指導対応教諭（２人）の兼務教員を配置しました。		学教				
○教職員事故防止の徹底								
・教職員事故防止に向けて研修会の実施やポスター作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。		・教職員の意識の向上を図るため、教職員事故防止強化期間を設け、各小・中学校で研修会を実施しました。（１０月に６校実施、１１月に６校実施、教職員３０１人参加） ・倫理確立に係る委員会において事故防止チェックリストを作成し、教職員事故防止に向けて啓発活動を行いました。		学教	・教職員事故防止研修会や倫理確立委員会を中心とした事故防止の取組を実施することにより、教職員事故の未然防止のための組織的な活動が着実に取り組まれました。		・教職員事故絶無を目指し、教職員一人一人の教育公務員としての自覚と責任を高める取組を継続していきます。	
・教職員の倫理確立委員会を活性化させ、実効性を高めます。		・教職員の意識の向上を図るため、各小・中学校で倫理確立委員会を組織し、計画的に開催し（各小・中学校１０回程度）、教職員事故防止に向けてスローガンやポスター作成等の啓発活動を行いました。		学教				

＊ Ｊプラン …… 小学校と中学校のスムーズな橋渡しを行うための施策として県が行う「埼玉県公立小・中学校教員人事交流」をいう。

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○学校衛生管理の充実						
	・衛生推進者研修会の開催等により、衛生推進者の資質の向上を図るとともに、学校における労働安全衛生管理体制の充実を図ります。	・衛生推進者の資質の向上及び教職員の心身の健康を図るため、埼玉県鴻巣保健所と連携し、北本市立小・中学校メンタルヘルス研修会を実施しました。（１月、２１人参加） ・県主催のメンタルヘルス研修会に管理職（１３人）を、こころの健康講座に教職員（２４人）を派遣し、参加者をとおして所属校において、その内容の共有を図りました。	体育	・北本市立小・中学校安全衛生管理規程に基づき、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図ることができました。	・引き続き、衛生管理者等研修会を開催し、衛生推進者の資質の向上を図っていきます。		
	・教職員の健康診断結果への適切な指導、悩みを共有できる職場づくり等を推進するとともに、県などの関連機関との連携をとおして、教職員の心身の健康管理に努めます。	・各小・中学校において、学校医（健康管理医）と連携を図り、教職員の健康診断結果について適切な指導を受けられる機会を設定するとともに、悩みを共有できる職場づくりに努めました。	体育				
施策４ 教育環境の整備・充実							
	○学校施設の有効活用の推進						P57
	・児童の放課後の安心・安全な居場所づくりを図るため、放課後子ども教室を実施します。	・子ども達が地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくまれるよう、地域のボランティアの協力のもと、小学校の地域活動室等を利用して、放課後に自主的な学習活動や体験活動、スポーツ活動など全８小学校で行いました。	生学	・小学校の地域活動室等で放課後子ども教室を実施することにより、子ども達の健全育成を図るとともに、学校施設を有効活用することができました。	・放課後子ども教室の活動拠点となる部屋の安全確保について、学校との更なる調整を図っていきます。		
	○多目的室等を有効に活用した少人数指導の推進						
	・多目的室等を用いて、少人数指導を行うことで、子どもたちの学力の向上へつなげます。	・各小・中学校の施設において、学習形態の必要性に合わせ多目的室等を活用して学習するなど、算数の少人数指導等の個に応じた学習指導やきめ細かい生徒指導が行われました。	学教	・少人数指導では、一人一人のつまずきに対応したり、話し合いによる問題解決学習を行ったりするなど、きめ細かい指導により、学力の向上につなげることができました。	・子どもたち一人一人に合わせた課題を明確にし、適切な指導を行ってまいります。		
	○高等学校等の入学準備金貸付事業の推進						
	・経済的な支援を必要とする家庭に対し、高校、大学等の入学金を無利子で貸し付けることで、就学の機会を得やすくします。	・入学準備金について、大学等進学貸付４件、合計1,600,000円の貸付を行いました。 ・入学準備金貸付事業について、市の広報紙により周知を行いました。（１１月号）	学教	・入学準備金の貸付により、経済的支援を必要とする家庭に対し、進学に係る支出の支援を行うことができました。	・貸付について、今後も広報による周知を行います。 ・貸付金の回収については、返済滞納している家庭への勧奨を積極的に行います。		

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成 2 7 年度 取組状況・実績					
	○幼稚園就園奨励費補助事業の推進							
		・幼稚園への就園に係る費用負担を軽減することで、幼児の就園を推奨します。	・幼稚園に係る入園料及び保育料を補助対象とした幼稚園就園奨励費を、9 3 4 人に対して支給しました。 （支給総額110, 325, 800円） ・幼稚園就園奨励費補助事業について、市の広報紙により周知を行いました。（6月号）	学教	・幼稚園就園奨励費の支給により、入園料及び保育料の保護者負担の軽減を図ることができました。	・今後も広報紙及び市ホームページによる周知を行います。		
施策 5 学校経営の改革推進								P59
	○学校の組織体制の整備・充実							
		・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。	・教職員の共通理解のもと、校長がリーダーシップを発揮し、特色ある学校経営を推進するため、各学校長が学校教育目標の具現化のための具体策を示した学校運営計画及び各学校の特色ある取組を示したグランドデザインを作成し、教職員に明示し、目標等の共有を図りました。	学教	・校長が学校経営のビジョンを学校運営計画やグランドデザインで明確に示すことで、教職員が共通理解のもとで一丸となって教育活動を推進することができました。	・教職員の年齢構成の二極化が顕著であることから、今後も主幹教諭や中堅教職員等のミドルリーダーの育成を充実させていきます。		
		・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。	・責任ある役職を任せることでリーダーの自覚を高めるため、中学校に主幹教諭（5名）を配置するとともに中堅教職員などを校務分掌の主担当とし、力量を発揮できるよう校長や教頭にミドルリーダーの育成を促しました。	学教	・学校課題研究や校務分掌において各小・中学校において主幹教諭や教務主任、各主任が中心となった組織的な活動が着実に取り組まれました。			
	○学校運営に係る情報公開の推進							
		・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。	・各小・中学校において、保護者会、学級懇談会、PTA総会、PTA役員会等の開催の機会を積極的に活用し、学校経営についての情報発信を行いました。	学教	・各小・中学校において学校経営についての情報発信や日々の教育活動の様子を積極的に公開することができました。	・各小・中学校で特色ある情報発信が行われていることから、継続した取組をしていきます。		
		・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。	・各小・中学校において、学校公開日の設定、学校だよりの発行、ホームページの更新を行い、日々の学校の様子を発信しました。	学教				

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成 2 7 年度 取組状況・実績				
	○全職員を対象にした人事評価制度の活用						
		・ 様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を目指します。	・ 教職員一人一人が教育課題の解決に向け 5 月 1 日を基準日として教科指導、学年・学級経営、生徒指導、その他の校務等の年度の目標とその方策を立てるとともに、チームワーク行動の重点項目を設定し、 1 0 月 1 日を基準日として目標を修正し、 2 月 1 日を基準日に達成度の評価と課題の分析を行うとともに、校長、教頭との面談をとおして校長の目指す学校像の実現に教職員の力を結集することができました。	学教	・ 計画的に着実に人事評価を行うことで、教職員が自らの教育活動を評価し資質の向上を図ることができました。	・ 各小・中学校の教育課題を明確にし、目指す学校像の実現に向け、今後もより丁寧に人事評価制度を活用していきます。	
		・ 教職員の職務遂行過程で発揮された能力、執務姿勢を正しく評価し、教職員の育成を図ります。	・ 1 0 月 1 日を基準日に個々の教職員の目標のその方策の中間申告を行った教職員と中間面談を行い、 1 2 月以降に教頭は教職員の達成状況申告を評価しました。また、校長が一人一人の教員と面談を行い、人事評価の結果をフィードバックして、教職員に指導・助言を行い、教育課題への取組等、職務遂行過程で発揮された能力や執務姿勢を評価し、教職員の育成を図りました。	学教			

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる家庭づくりを目指して、各種啓発事業の充実などにより、家庭教育の支援に努めます。

また、地域の行事やボランティア活動などへの参加を通じて、地域の一員として子どもを育てていくような、地域ぐるみの教育活動を支援します。

さらに各学校の「地域活動室」を一層活用し、地域との交流・連携を深めながら、地域に開かれた学校づくりを推進します。

施策 1 家庭教育に関する学習機会の充実と P T A 活動の推進

施策 2 地域の教育推進体制の充実

施策 3 子どもの読書活動の推進

施策 4 地域活動室事業と学校応援団の活用の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績					
施策１ 家庭教育に関する学習機会の充実と P T A活動の推進								P64
○家庭教育支援の講座の充実								
	・家庭の教育力をより向上させるため、入学前児童の保護者対象の子育て講演会等を実施します。	・子どもの発達段階に応じた子育て方法の理解を深めていただくため、入学前の子どもを持つ保護者を対象に「新入学児童をもつ親としての心がまえ」などに関する子育て講座を開催しました。（１０月～１月、各小中学校１回の計１２回開催、延べ1,000人程度参加）	生学	・小学校の就学時健診や中学校の学校説明会に合わせて、子育て講座を実施し、多くの保護者に講座を受けていただくことにより、発達段階に応じた子育てについて理解を深める機会を提供することができました。	・子どもの発達段階に応じた子育てを一層理解していただくために、子育て講座を実施するとともに、当該講座について保護者のニーズを踏まえ、より充実した内容にしていきます。			
○P T A活動の推進								
	・教育講演会等、事業の活性化を図るとともに、各小・中学校の P T A が相互に情報交換し、協力できるよう、北本市 P T A 連合会に対する支援を行います。	・家庭教育講演会「ハートピア２１」を市と P T A との共催により実施し、会場の提供及び企画・運営の支援をしました。（１２月、延べ５０９人参加） ・ P T A 会員の資質向上を図るため、各小・中学校の P T A においてテーマを定めて企画・運営する家庭教育学級を委託により実施しました。（各校３回以上、延べ４６回開催、延べ1,358人参加） ・北本市 P T A 連合会の活動を支援するため、補助金290,000円を交付しました。	生学	・事業の共催や委託、補助金の交付など、様々な方法で P T A 活動を支援し、 P T A 活動の推進を図ることができました。	・より主体的な P T A 活動の推進を図るため、助言や情報提供等の支援を充実していきます。			
施策２ 地域の教育推進体制の充実								P65
○自然体験活動等の推進								
	・地域性を生かした自然体験活動等の取組を推進します。	・地域の方の協力を得て、各小学校で田植え、稲刈り、野菜の種まき等の体験活動を実施しました。	学教	・地域の方の協力で、農業体験などで自然とふれあう活動を行い、農業や食育に興味を持つ児童が見られるようになりました。	・児童にとって、非常に効果的な事業であるため、これからも農地の確保と農業経営者との綿密な打合せを実施していきます。			
○放課後子ども教室事業の推進								
	・小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全な居場所を整備するとともに、地域住民の参画を得て、子どもたちの活動を支援します。	・子どもたちが地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくまれるよう、地域のボランティアの協力のもと、小学校の地域活動室等を利用して、放課後に自主的な学習活動や体験活動、スポーツ活動など全８小学校で行いました	生学	・各小学校における放課後子ども教室において、当該学区内の多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、多様な活動を行うことができ、地域の教育推進体制の充実を図ることができました。	・地域コミュニティ等と密に連携を図り、事業への理解・関心を深めていただき、継続的に地域の方々の参画を図っていきます。			

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成 2 7 年度 取組状況・実績				
	○青少年の健全育成活動の促進						
		・ 青少年の健全育成に係る情報交換会を設けるなど、関係団体の取組を支援します。	・ 県の青少年非行・被害防止特別強調月間に合わせて、北本駅を中心に非行防止キャンペーンを実施し、啓発活動を行いました。（7月8日）	生学	・ 県の青少年の非行・被害防止特別強調月間に合わせて北本駅を中心に非行防止街頭キャンペーンを実施することにより、効果的な啓発活動を行うことができました。	・ さらに幅広い参加を募り、青少年の健全育成の啓発を深めるために非行防止街頭キャンペーンを行います。	
	○学校公開の実施						
		・ 学校公開の実施をとおして、教育に対する地域の理解を深め、関心を高めます。	・ 学校教育に対しての理解を深めていただくため、各小・中学校で保護者や地域の方を対象に、児童生徒の様子や学校の環境を公開する学校公開（各小・中学校年間3回程度）を行いました。	学教	・ 学校公開をとおして、「子どもがいきいきと学習する様子を見ることができた。」という声をいただくなど、学校の取組を地域に理解してもらうことができました。	・ これからも、児童生徒の学ぶ姿や学校の環境を地域の方に公開し、理解を求めています。 ・ 学校公開日には、多くの人の出入りがあるため、児童生徒の安全面に配慮していきます。	
施策 3 子どもの読書活動の推進							
	○読書に親しむ機会の提供と充実						
		・ おはなし会を定期的実施するとともに、季節毎の各種行事においてブックトークや読み聞かせを実施します。	・ 「夏休み小学生のための本の紹介とおはなし会」を開催し、小学生を対象としたブックトークやストーリーテリングを行うとともに、「読書まつり」を開催した。また、通常のおはなし会を定期的に実施しました。	生学	・ おはなし会や本の展示を行い、利用者により多くの本を紹介し、本に親しんでもらう機会を増やすことで、読書への動機付けが図られました。 ・ 児童文学講座の開催により、本や本と子どもの関わりに対する理解を深めてもらい、読書活動をより充実させるための支援を行うことができました。	・ 子どもの読書活動を推進する市民団体と連携して、より充実したおはなし会や行事を開催し、子どもが読書に親しむための動機付けを促進していきます。	
		・ おすすめ本の展示など、利用者へ積極的に情報を提供し、読書への動機付けを促進します。	・ 中央図書館において、毎月季節に合った図書のテーマ展示を行うとともに、こどもの読書週間、夏休み、読書まつりの期間には、おすすめ本のリストに掲載している本を内容紹介とともに展示しました。	生学			
		・ 子どもの読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設け、子どもの読書活動への支援を図ります。	・ 親子で本に親しむことの大切さへの理解を深めるために、児童文学講座を開催しました。	生学			

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○読書環境の整備・充実						
		・子どもの発達段階に応じた読書環境を整えるとともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めるため、こども図書館の整備・充実を図ります。	・こども図書館を平成２６年１１月１日に開館し、絵本、よみもの、子育て支援の図書等23,961冊を整備し、ゆったりとくつろいで読書できる環境を提供しました。平成２８年３月末には蔵書が27,000冊を越えました。	生学	・年間で、定例のおはなし会は２０７回、絵本の読み聞かせは７８１回を数え、好評を得ています。	・こども図書館の蔵書構成に注意を払い、子どもたちが興味関心を持って様々な分野の図書に触れられるように指定管理者と協力し選書に取り組んでまいります。	
	○こども図書館の充実						
		・平成２６年度に開館しました「こども図書館」の蔵書構成の工夫・充実を図ります。	・幼児期から小学校低学年までの、子ども自身が興味関心を持って読書に親しむことができるような蔵書構成に努めるとともに、親世代の子育て支援につながるような図書についても積極的に整えてまいります。	生学	・子どもはもちろん、子育て世代や孫育て世代の方々が積極的に利用されています。年間の入館者数は68,644人でした。近隣に同様の施設がないため、鴻巣市や桶川市はもちろん、上尾市やさいたま市等からも集客できる施設となっています。	・限られたスペースを有効に活用し、多くの蔵書を揃え、様々な要望に応えられるよう努めるとともに、おはなし会や読み聞かせを積極的に実施し、子どもたちが図書と触れ合う機会を提供します。	
	○セカンドブック事業の充実						
		・小学1年生に本を贈り、読書好きな子どもを育成するとともに、保護者が子どもに本を読み聞かせ、絆を深める機会の提供に努めます。	・選定した１０冊の本から、個人の希望により５２５冊を購入し、１１月３０日に各小学校の1年生に配布しました。	生学	・小学校の協力を得て、市内の小学１年生に希望の本を渡すことができ、子どもの読書活動の推進が図られました。	・平成２８年度は予算措置が見送りとなったため、中止となります。今後はこども図書館の充実等で子どもの読書活動の推進に努めます。	
施策４ 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進 P69							
○地域活動室事業の推進							
	・地域活動室の活動に関する周知を行い、地域住民の参加を促すことで地域活動室事業の推進を図ります。	・各小・中学校の学校だより等をとおして、地域活動室の活動について地域の方に周知しました。 ・各小・中学校の地域活動室にコーディネーターを配置し、地域の方の要望を聞き、地域と学校との連絡調整等を行いました。	学教	・学校だより等を活用し、地域活動室の利用について周知することができました。 ・またコーディネーターにより連絡調整を行い活用状況の改善を図ることができました。	・学校間による差があるので、市内小・中学校のすべてにおいて地域活動室の効果的な利用ができるよう学校だよりやコーディネーターをさらに活用していきます。		
	・児童生徒が地域活動室を訪問し、地域住民と交流を深めるなど、地域活動室における児童生徒と地域住民との交流を推進します。	・南小学校では、児童が地域活動室に出向き、グランドゴルフの指導を受けて交流しました。	学教				

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成 2 7 年度 取組状況・実績				
	○学校応援団の活動の推進						
		・総合的な学習の時間で地域住民に ゲストティーチャーとして授業に参加していただくなど、地域の教育力の活用を図ります。	・地域の方をゲストティーチャーとして、総合的な学習の時間や家庭科の時間に授業の補助をしていただきました。	学教	・地域の方々の様々な経験を生かし、総合的な学習の時間等でゲストティーチャーとして授業に参加していただきました。 ・学校応援団を中心に夏休みの全校除草など、地域の力を活用し、校内の美化をはかることができました。	・さらに地域の方々が活用する場面を設定し、地域の方々と児童生徒の関わりを増やしていきます。 ・学校応援団については安全に配慮し、事故なく活動するよう学校に啓発していきます。	
		・保護者や地域住民の挨拶運動、生徒指導、校舎内外の巡回等への協力をとおして、子どもの健全な育成を推進します。	・児童生徒の安全を確保するため、保護者や地域の方による登下校の安全見守り活動や放課後の学区内パトロール等を実施しました。	学教			
		・保護者や地域住民の学校清掃活動や美化活動への参加をとおして、校内環境の整備を推進します。	・各小・中学校において、PTA、親父の会及び学校応援団に、枝おろし、草刈り、トイレ清掃などに参加していただき、校内環境の美化が図られました。	学教			

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

近年の国際化、高度情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化や市民の学習意欲の多様化・高度化に対応し、市民の自主的な学習活動を支援するため、市民と行政が一体となった生涯学習推進体制を構築するとともに、市民が学習成果を生かして、まちづくりに参加できるよう、生涯を通じた多様な学習活動の振興を図ります。

また、地域の長い歴史の中で独自の発展を遂げてきた、北本の歴史・伝統・文化を理解し、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民の文化活動を支援し、市民自らが参加する新しい文化の創造と振興に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、そのための機会や情報を提供するとともに、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

施策 1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策 2 学習施設の整備・運営の充実

施策 3 スポーツ活動の推進

施策 4 文化財保護の推進

施策 5 文化芸術活動の推進

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績					
施策１ 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進								P72
○生涯学習啓発活動の充実								
		・市の広報やホームページ等を活用した、生涯学習啓発活動の充実に努めます。	・市の広報紙に、市民大学きたもと学苑（６、１２月号）、東洋大学及び筑波大学の公開講座、市役所出前講座の開催案内を掲載し、その参加を募りました。 ・市のホームページに、市内で活躍するグループ・サークル情報を掲載しました。また、大学公開講座において、インターネットによる申込を受け付けました。	生学	・市民大学きたもと学苑や、東洋大学及び筑波大学の公開講座等の開催案内を、市の広報紙やホームページに記載し、市内外に広く周知することができ、それぞれ市民及び市外からの参加者が得られました。		・広報紙及び市のホームページを利用した生涯学習啓発活動に努めるとともに、生涯学習関連講座に係るインターネットを利用した参加申込を拡充します。 ・生涯学習情報誌を適宜見直し、新鮮な情報を発信します。	
		・生涯学習関係団体などの情報を掲載した生涯学習情報誌を発行し、その充実に努めます。	・市民の生涯学習活動への情報提供を行うため、市内で活動するグループ・サークルの情報、刊行物の案内、各地域学習センター等の案内をまとめた生涯学習に係る総合的な情報誌を発行（８５０部作成）し、地域学習センター等の生涯学習拠点施設において配布しました。	生学				
○学習情報の収集及び提供並びに学習相談体制の整備								
		・学習情報を収集し、市民や関係団体へその情報を提供するとともに、学習に関する相談を行う人財情報バンクの充実に努めます。	・人財情報バンクへの登録者数は、１４５人（前年比３人現減となりました）。 ・人財情報バンクの登録を一覧にした登録情報閲覧簿を作成し、市内地域学習センター等に設置しました。	生学	・市民や関係団体からの要望に適合した指導者を人財情報バンクから紹介することができました。		・学習情報の収集と人財情報バンクの更新を行います。	
○市民大学きたもと学苑の充実								
		・市民一人一人がライフスタイルに合わせて学習機会を選び、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の充実に図ります。	・市民が互いに学び、支え合い、交流を深めるため、市民大学きたもと学苑の運営に助言と支援を行い、市民の学習機会の拡充を図りました。（市民大学きたもと学苑、１９８講座、2,193人受講）	生学	・新しい市民教授の登録もあり、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑を開設することができました。		・今後も、新規市民教授説明会を定期的に開催し、新たな市民教授の登録を促進するとともに、市民一人一人がライフスタイルに合わせた学習機会が選べるような講座開設を検討します。	
		・市民大学きたもと学苑の講座の充実に図るために、新たな市民教授の登録を目的とした新規市民教授説明会を開催します。	・新たな市民教授の登録を促進するため、新規市民教授説明会を、６月と１２月の計２回開催しました。（延べ１６人参加）	生学				

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○市役所出前講座の開設						
		・市民団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣する市役所出前講座の充実を図ります。	・まちづくり関係で１３講座、都市計画関係で４講座、福祉関係で９講座、くらし関係で５講座、教育関係で４講座の合計３８講座を準備し、２９件の講座を実施しました。	生学	・まちづくりと行政、都市計画、福祉・健康・子育て、くらし・環境、教育・文化のジャンルから３８の講座を設定し、市民に提供することができました。	・今後も市民の関心が高い現代的課題をテーマとして講座が開設できるように関係部署との調整を図っていきます。	
		・市役所出前講座で、環境・福祉・防災といった現代的課題をテーマにした講座を開設します。	・福祉・健康・子育て・くらし・環境などの現代的課題をテーマとした講座を１４件準備し、そのうち、２２件の講座を実施しました。	生学			
	○大学公開講座の充実						
		・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座の充実に努めます。	・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座を実施しました。（筑波大学公開講座（４回）、延べ２４６人参加）（東洋大学公開講座（１回）、５８人参加）	生学	・医学、社会科学、芸術文化等の専門的な学習機会を市民に提供することができました。	・講座参加者からの意見を参考にしながら、参加費の負担のない大学公開講座を実施します。	
	○子ども大学きたもとの充実						
		・大学・専門学校の教員や学習施設の指導者による専門性の高い講義や体験活動を通じて、児童の知的好奇心を刺激する生美の機会を提供することを目的としています。	・市内の小学４～６年生を対象に４０名を定員として、７月４日（土）、７月１１日（土）、７月３０日（木）、８月４日（火）、８月１０日（月）の５日間実施しました。 ・１～３日目は埼玉大学、４日目は北里大学看護専門学校、５日目は埼玉県自然学習センターを会場に、埼玉大学へは送迎バス、北里大学看護専門学校と埼玉県自然学習センターへは保護者が送迎しました。	生学	・実施２年目ではあるが、定員を超える６６名から申込がありました。 ・延べ１８５人の参加があり、参加率は92.5%となりました。	・事業経費の縮減に努めます。 ・魅力ある講義の企画・提案及び協力者（企業や教育機関）の開拓に努めます。	
○国際理解学習・交流事業の推進							
	・国際理解学習・国際交流の普及奨励と、国際交流の場の創出を目的とした国際交流ラウンジ事業を推進します。	・公団地域学習センターにおいて国際交流ラウンジ事業を実施しました。（日本語学習会３２回開催、延べ５３７人参加）（全体会議１２回開催、延べ２３１人参加）（「もっと知ろう友達の国」３回開催、延べ９０人参加）（外国語入門講座８回開催、延べ６４人参加）（日本語指導ボランティア養成講座４回開催、延べ３人参加）	生学	・日本語学習会を中心に、国際交流の場を提供することができました。また、異文化理解の講座や北本まつり宵祭りへの参加をとおして、市内在住の外国人と市民とのコミュニケーションを図ることができました。	・今後も日本語学習会を中心に、国際交流の普及を目的とした国際ラウンジ事業を推進します。		

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績					
施策２ 学習施設の整備・運営の充実								P74
○中央公民館・地域学習センター運営の充実								
		・だれもが幅広く学ぶ学習機会の充実を図り、生涯学習への意識を高めます。	・高齢者を対象とした学級を、中央公民館や各地域学習センターで開催しました。（５月～２月、８２回開催、延べ2,887人参加） ・子どもを対象に、夏休みを利用した学習講座を開催しました。 ・幅広い方々の学習機会の充実を図るため、親子参加のケーキ作り教室や女性講座などを開催しました。（親子参加のケーキ作り教室 １２月１回開催、延べ２５人参加）（女性講座 ９月～１２月、１１回開催、延べ２４７人参加）	生学	・高齢者学級については、「外出するきっかけになる、新しいことを学ぶことができた」等の感想が寄せられるなど、高齢者の意欲向上と生涯学習の推進に繋げることができました。 ・女性向けや親子参加の講座を実施することにより、様々な方に向けて生涯学習の機会を作ることができました。	・高齢者学級において、男性の参加が少ないため、男性が参加しやすいように、講座の充実や募集方法を工夫していきます。 ・勤労者の学習機会の充実を図るために、休日や夜間の講座など柔軟な運営方法について研究していきます。 ・施設の老朽化が進む中で効果的に改修し、適切な施設運営ができるよう、今後も計画的に改修を行います。		
		・機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、老朽化している施設設備を計画的に改修・充実するとともに、適切な管理運営に努めます。	・中央公民館及び各地域学習センターの各種設備修繕と消防訓練を実施し、良好な施設維持管理と緊急時体制の整備を行いました。 【各公民館等の主要修繕】中央公民館：文化センター冷温水機ドレン修繕、西部公民館：ポンプ・定水位弁交換修繕、学習センター：空調機修繕	生学				
○各種文化事業の充実と展開								
		・地域文化の振興に寄与するため、本市の文化事業の理念や市民ニーズを反映させた自主文化事業を開催します。	・市民が優れた芸術・文化にふれあうことができ、楽しむ機会を創出するため、サロンコンサート、東京音楽大学提携のコンサートを開催し、市民に良質な音楽を提供しました。 ・文化センターホールにおいて、東京フィルハーモニー交響楽団の名曲演奏会（１月）を開催しました。	生学	・サロン・コンサートにおいて普段聞くことのできない楽器（雅楽、尺八など）の演奏会を安価に実施するなど、市民ニーズを反映した文化事業が着実に取り組まれました。 ・質の高い演劇やコンサートをホールで行うことにより、住民の文化の向上を図ることができました。 ・北本ピアノコンクールについては、国内のピアニストに評価され、参加者の技術の向上がみられるなど、才能ある個性豊かな演奏家の育成が図られました。	・ホールでの文化事業については空席があるなど、来場者の増加が課題であり、周知方法の改善や市民ニーズを捉えるなど、来場者増加に向けた工夫を行います。 ・安価で人気の高いサロンコンサートのリピーターが、ホールでの文化事業に来場したくなるような、魅力ある企画づくりに努めています。		
		・若きピアニストの登竜門として北本ピアノコンクールで、才能ある個性豊かな演奏家を発掘・育成します。	・才能ある個性豊かな演奏家を発掘し、育成するため、第１２回北本ピアノコンクールを開催しました。（８月～１１月、延べ７日間、３７５人参加）	生学				
○野外活動センターの運営の充実								
		・野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備と管理運営に努めます。	・安全な施設の維持管理を図るため、施設設備の日常・定期・緊急点検等を適切に実施し、破損箇所等の修理を迅速に行いました。 ・駐車場のラインの引き直しを行いました。	生学	・野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、施設設備の点検及び迅速な修繕に努めました。	・屋根や外壁、風呂やトイレの水回りに経年劣化による不具合が発生していることから、施設が安全に利用できるよう日常の点検と適切な修理を行っていきます。		

施策	■主な取組		所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組				
	○視聴覚ライブラリーの運営の効率化					
		・現在、保有している視聴覚機材・機器の有効活用を図ります。	・プロジェクター、ビデオソフトなどの視聴覚機材・機器について、常時貸し出しを行いました。（貸出件数 機材：５２件 ソフト：３３件）	生学	・視聴覚機材、機器の常時貸し出しを行うことにより、学習活動の推進を図ることができました。	・ソフトの貸出件数が少ないため、広報活動や、魅力的なソフトの設置など、貸出件数の向上に努めていきます。
	○プラネタリウムの運営の充実					
		・幼稚園等の幼児に対し、豊かな情操をはぐくむことを目的として実施する団体投影の内容の充実を図ります。	・保育所、幼稚園等の幼児を対象に、幼児向けプログラムの投影を行いました。 ・市内の小学校、近隣市の小学校の２年生から４年生の児童を対象に、宇宙や科学の関心を高める学習投影を行いました。	生学	・幼児向けプログラムを投影することで、幼児の宇宙や星座に対する興味を引き出すことができました。 ・短編番組をデジタルムービーのエントリーとして投影することで、相乗効果により番組の理解度を向上させることができました。	・プラネタリウムについて、デジタルシステムの導入から４年がたち、来場者が減少しているため、工夫を凝らした番組作成により、来場者を増やすことができました。 ・一般投影の来場者も伸び悩んでいるため、インターネットを利用した広報活動など、市外の人々にもＰＲしていきます。
		・デジタルシステムの機能を十分に発揮できるような、魅力的な映像番組を投影します。	・魅力のあるプラネタリウムを目指して、「いやされプラネタリウム」「天象ミュージアム」の２番組を投影しました。 ・番組をより深く理解できるよう、宇宙開発の歴史や最新の宇宙情報についての短編番組を新たに作成し、デジタルムービーのエントリーとして投影しました。	生学		
	○図書館運営の充実					
		・市民の読書を支援するとともに、地域や市民の課題解決に必要な各種資料や情報の整備・充実に努めます。	・図書館資料の整備・充実に努めるとともに、廃棄図書のリサイクルを実施しました。 ・窓口、電話等による市民からの各種資料及び情報提供の依頼に随時対応しました。（レファレンス実績4,525件）	生学	・中央図書館と３つの公民館図書室との図書の回送が適切に行われ、利用者の利便性の向上が図られました。 ・こども図書館の利用が盛況でした。 ・おはなし会の開催をとおして、子ども達により多くの本を紹介することで、読書への動機付けが図られました。 ・デイジー図書の新規作成により、視覚障害者の読書の機会の拡大が図られました。	・蔵書を充実させるとともに、近隣市を含む他の公立図書館との相互貸借の制度等を活用し、充実した読書活動が行えるよう努めます。 ・中央図書館と公民館図書室のネットワークの強化を図り、利便性の向上に努めていきます。 ・こども図書館の一層の利用促進を図ります。 ・共催団体（北本子どもの本を楽しむ会）と連携し、おはなし会や行事をより充実させていきます。 ・継続的にデイジー図書の蔵書点数を増やして、サービスの充実を目指します。
		・中央図書館と公民館図書室とのネットワークを強化し、利便性の向上を図るとともに、こども図書館の整備を推進します。	・中央図書館と南部公民館、西部公民館及び学習センターの図書室がそれぞれ所蔵する資料を取り寄せるなど、連携を強化することにより、市民サービス向上に努めました。 ・こども向け複合施設である、こども図書館の利用促進に取り組みました。	生学		
		・おはなし会をはじめ各種行事におけるブックトークや読み聞かせを魅力あるものとし、子どもの読書活動への支援を推進します。	・「夏休み小学生のための本の紹介とおはなし会」を開催し、小学生を対象としたブックトークやストーリーテリングを行うとともに、「読書まつり」を開催しました。また通常のおはなし会（中央図書館）を定例的に実施しました。	生学		
		・視覚障がい者などに対するデイジー図書の貸出サービスを推進します。	・視覚障害者等向けの音声サービスの充実を図るため、日々の新聞情報や図書館蔵書について、ボランティアの協力を得ながらデイジー図書を作成しました。（デイジー図書貸出2,052件）	生学		

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書	
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績					
施策3 スポーツ活動の推進								P76
○学校体育施設や民間スポーツ施設の活用推進								
		・スポーツの場を提供するため、学校体育施設開放連絡協議会と連携し、小・中学校の体育施設の開放を推進します。	・学校体育施設開放連絡協議会と連携し、市内各小・中学校の体育施設（校庭・体育館）を夜間及び休日に市民に開放しました。（登録団体67、利用日数1,490日、利用件数2,133件、延べ45,898人利用）	体育	・学校体育施設や市内の民間スポーツ施設を市民に開放し、スポーツ活動の場を提供することで、スポーツに取り組める環境の充実を図ることができました。	・小学校体育館の夜間開放を進め、活動の機会の拡大と、参加人口の増加を目指します。 ・当該取組に係る事務については、市長部局へ移管となりますが、事務移管を遺漏なく行っています。		
		・企業等が所有するスポーツ施設の市民への開放を促進します。	・スウィン北本スイミングスクールの施設を、夏季期間（8～9月の計5日間）に会員以外の市民へ開放していただき、夏場のスポーツ施設の提供に努めました。（延べ45人利用）	体育				
○スポーツ活動の充実								
		・市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技能、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、県や関係団体などと連携して、その機会や情報を提供します。	・体育センター、北本市体育協会、北本市レクリエーション協会の加盟団体等が主催する教室や大会等を市の広報紙に掲載し、市民へのスポーツ情報の提供に努めました。 ・体育センター指定管理者において、各年齢層や技能に応じた教室を開催しました（フィットネス、ダンス、弓道、アーチェリー教室等の54事業実施、延べ27,358人参加）。このほか市体育協会と総合公園指定管理者との共催事業「スポーツフェスティバル」の実施、体育センター杯バスケットボール・バドミントン交流大会、60歳以上を対象としたミニテニス交流大会等を実施しました。	体育	・体育センターにおいて、指定管理者が実施する各種スポーツ教室やトレーニング室の運営を通じて、市民のスポーツ活動を支援することができました。 ・各種教室の講師を務めるスポーツ推進委員を研修会に派遣し、各委員の資質の向上及び市民が気軽に参加できる教室の充実を図ることができました。	・当該取組に係る事務については、市長部局へ移管となりますが、事務移管を遺漏なく行っています。 ・事務の所管は市長部局となりますが、スポーツ活動の充実に向けて、連携を図っていきます。		
		・スポーツ推進委員等、地域スポーツ指導者の資質向上を図るとともに、各年齢層に合ったスポーツ活動を推進します。	・参加者の健康増進や世代を超えた交流の促進を目的とし、ラジオ体操とウォーキングを開催しました。（6回開催、延べ330人参加） ・子どもから高齢者まで誰でも、気軽に楽しめるニュースポーツ教室（ディスコン、ファミリーバドミントン、鴨んバレー等）を開催しました。（6回開催、延べ184人参加） ・スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、スポーツ推進委員を各種研修会に派遣しました。（5回、延べ16人派遣） ・指導者及び保護者を育成するため、スポーツ少年団の指導者を対象とした講習会（1回開催、44人参加）、普通救命講習会（7人参加）を実施しました。	体育				

施策	■主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○競技スポーツの基盤づくり						
		・専門的技能を有する指導者の育成、スポーツ活動の支援に関する情報の提供などにより、競技スポーツの基盤づくりに努めます。	・全国大会等へ出場した個人・団体に対し、奨励金を交付しました。（６８件、計615,000円） ・市民のうち特に優秀な成績を出した選手について、表彰を行いました。（６人）	体育	・全国大会等出場者に対し、奨励金を交付することや、優秀な成績を出した選手を表彰することで、スポーツ活動に対する意欲喚起に繋がりました。	・当該取組に係る事務については、市長部局へ移管となりますが、事務移管を遺漏なく行っています。	
		・市内の体育協会やスポーツ少年団等への支援をとおして、地域におけるスポーツ活動を推進します。	・市民のスポーツ活動を支援するため、各種競技の市長杯大会及び共催大会を実施（１９回開催）するとともに、体育協会等関係団体が主催する各種大会等について、名義後援（３０件）をしました。	体育			
	○体育センターの運営の充実						
	・市民の心身の健全な発達に寄与するための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備と管理運営に努めます。	・快適に安心して利用できるよう施設の管理運営に努めました。 ・安全な施設の維持管理を図るため、施設設備の点検等を適切に実施し、必要に応じて修理を行いました。	体育	・スポーツやトレーニングを行うための施設として有効活用されるよう施設設備の点検及び修繕に努めました。	・当該取組に係る事務については、市長部局へ移管となりますが、事務移管を遺漏なく行っています。		
施策４ 文化財保護の推進 P78							
	○文化財の調査・研究						
		* ・デーノタメ遺跡、石戸城跡など、後世に引き継ぐべき貴重な文化財について、歴史学、考古学、美術史学、建築学、民俗学等、様々な観点からの調査・研究を推進していきます。特にデーノタメ遺跡出土の漆塗り縄文土器等については、その価値を明確にするため、専門調査機関の協力により調査研究を進めます。	・デーノタメ遺跡については、保存に向けて文化庁、埼玉県と協議を進めました。出土遺物の分析作業については、木材の樹種同定、土壌サンプル中の微細な種実抽出、土器表面に残る種実圧痕の調査等を進めました。また、遺跡の構造、性格等を確認するため、現地における内容確認調査を実施し、住居跡の分布状況の確認を行いました。 ・デーノタメ遺跡の出土遺物の内、真空凍結乾燥法による化学処理を行った木製品１３点については、接着・接合を行い復元、彩色により安定保存処理を行いました。	生学	・デーノタメ遺跡の出土遺物の分析、内容確認調査により、遺跡の構造、性格、規模等を明らかにし、次年度に予定している「概要報告書」刊行につながる成果を挙げることができました。	・デーノタメ遺跡については、遺跡の重要性を公表するため「概要報告書」刊行が急務であることと、理解を深めるためのシンポジウム開催など、文化財の啓発に一層取り組んでいきます。また、遺跡の遺構と遺物の分析をさらに進めるため、調査指導委員会を組織し、国・県との協議と併せ、保存に向けた協議を進めていきます。	

＊ デーノタメ遺跡・・・「デーノタメ」は、北本市を南北に流れる江川の支流付近に、昭和40年代まであった約千㎡の湧水池の名前。遺跡はこの湧水池を囲む6万㎡程で、縄文中期後期の水場遺構や漆塗土器が発見されている。

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績				
	○埋蔵文化財調査及び報告書の刊行						
		・埋蔵文化財包蔵地における開発行為の際の届出等や事前調査についての周知徹底に努めるとともに、開発の内容により発掘調査を実施して埋蔵文化財の保存を図ります。	・埋蔵文化財包蔵地における開発事業に先立ち、遺跡内の集落の分布や形態を把握するため、6件（荒久保遺跡第2次、下宿遺跡第7次、宮岡氷川神社前遺跡第6次、市場遺跡第4次、如意寺遺跡、三五郎山遺跡第4次）の発掘調査を実施しました。	生学	・文化財保護法に則り、事業者・地権者と協議・調整を行い、開発事業等に伴う埋蔵文化財の適切な取扱いに努めることで、文化財の保護を図ることができました。 ・開発事業に伴う発掘調査結果について報告書を刊行し、文化財の記録保存を図ることができました。	・今後も開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、文化財保護法に則り適切に対応していきます。 ・試掘及び発掘調査が増加傾向にあることから専門職員の配置を検討していきます。	
		・民有地の遺跡についてその保護を図るとともに、開発等で保存が危惧される遺跡について地権者や地域住民の理解を得て試掘調査の実施に努めます。また、発掘調査の結果について、順次報告書を刊行します。	・個人住宅、分譲住宅の建設及び道路建設等に伴い、24件の試掘（範囲確認調査）を実施し、遺跡の範囲確認を行いました。 ・市庁舎駐車場造成工事に伴い発掘調査した遺跡について、その調査結果を北本市埋蔵文化財調査報告書第19集「三五郎山遺跡」として刊行しました。	生学			
	○指定文化財の保存・管理						
		・市指定文化財について、将来において良好な状態を維持できるよう適正な保存・管理に努めます。	・市が設置している指定文化財の標柱及び説明板のうち、老朽化した寿命院の「寿命院板石塔婆」説明板の建て替えを行いました。 ・石戸蒲ザクラ、エドヒガンザクラ等の植物文化財について、専門業者に委託し、年間を通して管理を行いました。樹勢回復事業では、エドヒガンザクラを継続して実施し、また石戸宿6丁目地内のドウダンツツジについて、昨年に引き続き樹勢回復による土壌改良を実施しました。 ・石戸蒲ザクラの適切な保存管理に向け「石戸蒲ザクラ保存検討委員会」を組織しました。	生学	・国、県及び市の指定文化財については、所有者、関係機関と連携を図りながら、文化財の適切な保存、管理並びに公開に努めることができました。 ・文化財指定に向けて調査を進めてきた幟旗2件について、文化財保護審議会へ諮問を行い、文化財の保存に向けて取り組むことができました。	・今後も、地域に潜在している文化財の調査を実施し、市指定文化財として保護し、その活用を図っていきます。 ・指定文化財のうち、崩壊や劣化が認められるものについては、修復及び復元をし、適切に保存を図っていきます。	
		・指定以外の文化財について、その把握に努め、将来保存していくべき文化財については、市指定文化財に指定し、保護と活用を図ります。	・新たに指定した「荒井の富士塚」について、老朽化した石段の修繕費の一部を補助金として交付し、参拝者の安全の確保と文化財の保存管理に努めました。 ・本宿天神社の幟旗については、書としての価値や幟旗そのものの歴史的価値を調査し、文化財保護審議会に指定文化財として諮問を行いました。また、石戸宿天神社所有の幟旗についても、既存の指定幟旗と同様の価値を有することから、新たな文化財指定に向けて諮問を行いました。	生学			

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書
	事業	個別取組	平成２７年度 取組状況・実績				
	○文化財保護思想の啓発						
		・インターネットによる文化財情報の公開や市広報・文化財関係誌等への掲載、学校や地域との連携による体験学習の実施、案内板・説明板の整備等を図り、より多くの人々が文化財に接することができるよう努めます。	・市庁舎１階の展示スペースにてスポット展示「デーノタメ遺跡が語るもの」展を通年で開催しました。発掘された遺物の展示や遺跡の重要性を写真パネルにより紹介し、縄文時代の古環境や縄文人の「食」について情報発信しました。 ・学校と地域連携による体験学習について、小・中学校社会科支援授業、市役所出前講座、高齢者学級、自治会主催歴史探訪会等を開催しました。（２４回開催、延べ1,139人参加）	生学	・発掘調査の写真展示や出土品展示などにより、文化財に親しむ機会が提供できました。 ・学校や公民館等と連携を図り、体験学習や出前講座を実施することで、児童生徒や市民に市の歴史や郷土の文化にふれる機会を提供することができました。	・引き続き、各種資料や文化財等を活用した出前講座、体験学習、歴史探訪会等を実施していきます。 ・参加者が子どもや高齢者など偏りが見受けられ、他年齢層への啓発について、検討していきます。	
	○文化財の収集・整理・公開						
		・市内に残る古民具、古文書、古写真等の資料について、現状では失われてしまう恐れがあるものを積極的に収集し保存します。	・大正時代の雛人形や古地図、町制施行記念手ぬぐいなど、１０件３１点の歴史的資料を収集しました。	生学	・古民具の収集や古文書の解説を行い、失われつつある民俗資料の保存・整理を図ることができました。 ・市内の古文書など地域資料を活かした学習講座を通して、郷土の歴史や当時の生活様式などに触れる機会が提供できました。 ・（仮称）埋蔵文化財センター改修への具体的なスケジュールを設定することができました。	・保管する文化財資料の目録化を進めていますが、今後も資料の増加が見込まれるため、保存・保管施設の確保が課題となっています。改修を予定している（仮称）埋蔵文化財センターにおける利用を具体的に進めていきます。 ・子どもから大人まで多くの市民に本市の歴史を学習する場として、さらに、デーノタメ遺跡出土「漆塗り土器」や下宿遺跡出土「仏像線刻画紡錘車」等の貴重な埋蔵文化財を適正に保存し、後世に伝えていくため、（仮称）埋蔵文化財センターの早期の開設を図っていきます。	
		・収集された文化財については、体系的な整理作業を行い、目録化することで、貸出しや展示などの活用の利便性を図ります。	・古文書資料について、収集した古文書１点ごとの番号を付し、内容を読み解き目録化して保管しました。	生学			
	・郷土資料館等の常設展示スペースを確保し、歴史や文化遺産を活用した学習拠点づくりを進めます。	・地域資料を活用した学習支援活動として、市史講座を開催しました。（古文書を読む「古文書を読むための基礎講座」全９回、延べ２４１人参加、地域資料読解の会「建碑１００年 表忠碑」１６人参加） ・旧給食センター施設の再利用に係る協議を関係部署と進め、（仮称）埋蔵文化財センターの改修事業に取り組みました。	生学				
○郷土芸能の振興及び後継者の育成							
	・郷土芸能大会や地域での伝承・普及活動等、各保存団体の後継者育成事業を支援するとともに学校教育現場と連携を図り、郷土芸能保存団体と交流できる環境を整備し、継続的な伝承活動につなげます。	・郷土芸能保存団体の広域交流、市外技能発表会等への参加等、郷土芸能の発展と伝承、後継者育成活動に対し補助金を交付しました。（北本市郷土芸能保存団体連合会へ 189,000円） ・後継者育成事業として、２月２１日第１７回北本市郷土芸能大会を開催しました。（出演４団体、招待２団体、来場者４５９人）	生学	・市広報紙や地域へのポスター掲示、埼玉県イベント登録など、郷土芸能大会開催の案内を行い、郷土芸能の保存伝承について周知することができました。 ・北本まつり宵まつりに７団体、産業まつりに２団体参加し、特に「宵まつり」では、駅西口広場ロータリーでお囃子競演を行い、多くの市民に郷土芸能の周知を行うことができました。	・学校教育現場との交流については、新規の楽器の購入等の経費負担が発生します。郷土芸能保存団体は財政的な基盤が弱いことから、今後も継続的に支援していくためには、補助金や助成事業の新設、見直しをしていきます。		

施策	■ 主な取組			所管課	教育委員会の自己評価	課題・方向性	計画書		
	事業	個別取組	平成27年度 取組状況・実績						
	○歴史的資料としての私文書・行政文書の収集・整理								
	・市内の旧家に残る古文書や古写真について、所有者等の協力を得て積極的に収集し、解説を行い資料化します。		・市内に残されている文書について、文書のコピー、データ化等を行い整理を進めました。		生学	・貴重な古文書(私文書)や行政文書を収集し、整理・保存を図ることができました。		・市内に残されている歴史資料の収集・保管・整理を引き続き行っていますが、文書保管場所の確保が課題となっています。（仮称）埋蔵文化財センター内での保管機能について、具体的に検討を進めていきます。	
	・行政文書について、廃棄年限を過ぎたものの中で市政に関する重要な文書の保存を図ります。		・行政文書の廃棄文書のうち、制度改正、議会、施設建設、イベント開催等に関連したトピック的な文書を中心に約196点の収集、整理を行いました。						生学
施策5 文化芸術活動の推進								P81	
	○市民文化祭の開催								
	・市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。		・市民の創造性と地域に根ざした芸術文化の育成を図るため、第50回市民文化祭芸術展を開催しました。（11月、出品点数1,070点、来場者数3,890人）		生学	・来場者と出品者が作品について語り合う姿も見られ、市民の文化意識を高めるとともに、出品者相互の交流を深めることができました。		・より多くの方に出品していただくとともに、来場していただくため、企画及び広報活動をさらに充実していきます。	
	○市民文芸誌の刊行								
	・市民の文芸活動の振興を図るため、詩、俳句、小説等を公募して、市民文芸誌を刊行します。		・小学生から高齢者の方まで幅広い年代の作品を掲載した、市民文芸誌「むくろじ第39号」を発行しました。（応募者数一般71人、ジュニア143人、1部800円で販売）		生学	・小学生から高齢者の方まで幅広い年代の作品を掲載し、市民の文芸創作活動を促すとともに、北本市の文化の振興に寄与することができました。			・より多くの方に作品を応募していただくために、広報活動を充実していきます。
	○文化団体等の活動の支援								
・文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。		・さまざまな文化団体の活動状況などが掲載された、広報誌「いずみ」を発行するとともに、文化団体等が主催する発表会等について、名義後援（4件）をしました。		生学	・各文化団体が、その特色を生かした活動を行うことを促すことができました。	・文化団体がさらに幅広く活動できるように配慮していきます。			
・文化団体等の活動などを掲載した生涯学習情報誌を発行し、地域文化活動の活性化を図ります。		・市内で活動するグループ・サークルの情報や刊行物の案内、各地域学習センター等案内をまとめた情報誌を発行（800部作成）し、地域学習センター等の生涯学習拠点施設にて配布しました。					生学		

6 評 価

【評価基準】

評価記号	評 価 要 素
A	期待水準を大幅に上回る成果を挙げている。
B	期待する成果を挙げている。
C	期待する成果が十分に得られていない。

【点検・評価の集計結果】

評価記号	自己評価		外部評価者評価			
			清水委員		金子委員	
A	4 施策	1 4 . 3 %	4 施策	1 4 . 3 %	6 施策	2 1 . 4 %
B	2 4 施策	8 5 . 7 %	2 4 施策	8 5 . 7 %	2 2 施策	7 8 . 6 %
C	0 施策	0 . 0 %	0 施策	0 . 0 %	0 施策	0 . 0 %
合 計	2 8 施策	1 0 0 %	2 8 施策	1 0 0 %	2 8 施策	1 0 0 %

＊各事務事業の評価に関することは、各担当課にお問合せください。

【点検・評価の施策ごとの結果】

基本目標及び施策		自己 評価	外部評価者 評価		主管課	施策の 取組状 況掲載 ページ
			清水 委員	金子 委員		
Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成						
1	確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	B	B	B	学校教育課	7
2	時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	B	B	B	学校教育課	9
3	「教育に関する3つの達成目標」の推進	B	B	B	学校教育課	1 1
4	進路指導・キャリア教育の推進	B	B	B	学校教育課	1 2
5	本物にふれる事業の推進	B	B	B	学校教育課	1 3
6	ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	B	B	B	学校教育課	1 4
Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成						
1	基本的人権を尊重する教育の推進	B	B	B	学校教育課	1 7
2	人権啓発活動の推進	B	B	B	学校教育課	1 8
3	心の教育の推進	B	B	B	学校教育課	1 8
4	ボランティア・福祉教育の推進	B	B	B	学校教育課	2 0
5	生徒指導・教育相談体制の充実	B	B	B	学校教育課	2 0

6	児童生徒の健康の保持増進	B	B	B	体 育 課	2 2
7	運動習慣の形成と体力向上の推進	B	B	B	体 育 課	2 4
8	安全教育の推進と安全管理の徹底	A	A	A	学校教育課	2 7
Ⅲ 質の高い学校教育の推進						
1	学校4・3・2制（小中一貫教育）や異校種間連携の推進	A	A	A	学校教育課	3 0
2	地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	B	B	B	学校教育課	3 0
3	教職員の資質の向上	B	B	B	学校教育課	3 2
4	教育環境の整備・充実	B	B	A	学校教育課	3 3
5	学校経営の改革推進	B	B	B	学校教育課	3 4
Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上						
1	家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	B	B	B	生涯学習課	3 7
2	地域の教育推進体制の充実	A	A	A	生涯学習課	3 7
3	子どもの読書活動の推進	B	B	B	生涯学習課	3 8
4	地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	B	B	B	学校教育課	3 9
Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興						
1	生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	A	A	A	生涯学習課	4 2
2	学習施設の整備・運営の充実	B	B	A	生涯学習課	4 4
3	スポーツ活動の推進	B	B	B	体 育 課	4 6
4	文化財保護の推進	B	B	B	生涯学習課	4 7
5	文化芸術活動の推進	B	B	B	生涯学習課	5 0

【主管課における自己評価のまとめ】

教育総務課 平成27年度 事業まとめ	平成25年度末での全小・中学校校舎の耐震補強工事完了に伴い、当課における「教育環境の整備・充実」の重点施策は、平成26年度末で完了及び評価終了となりましたが、平成27年度は新たな取組みとして、全中学校武道場等の天井落下防止対策工事を実施しました。今後も「教育環境の整備・充実」に努めてまいります。
--------------------------	--

学校教育課 平成27年度 事業まとめ	平成27年度は、学校4・3・2制（小・中一貫教育）の実施規模を、指定モデル校から全中学校区へ拡大し、中学校区毎に特色ある研究主題を設定して、9年間の学びの連続性を重視した学校生活を送れるよう支援したため、「A」評価としました。また、安全教育の推進等についても、I S S 認証取得校の先進的取組について、管内全校で共有化が図れたため、「A」評価としました。
--------------------------	--

生涯学習課 平成２７年度 事業まとめ	「Ⅳ-２地域の教育推進体制の充実」では、「放課後子ども教室」を年度当初より市内全小学校で実施し、一層多様な活動を展開したことから「Ａ」評価といたしました。また、「Ⅴ-１生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進」では、「市民大学きたもと学苑」が、198 講座を開設し、2,193 人の受講があったことと、理事会が中心に運営を行い、財政状況も良好であることから「Ａ」評価といたしました。 なお、「Ⅴ-４文化財保護の推進」につきましては、数値目標を下回っていますが、新たな指定文化財の諮問を２件行いましたので、「Ｂ」評価といたしました。
--------------------------	---

（注）組織改編に伴い、平成２８年８月現在の主管課は次のとおりとなります。

（１）文化財保護に関する事務の主管課は、新設されました「文化財保護課」となります。

（２）文化財保護を除く生涯学習・社会教育に関する事務の主管課は「生涯学習課」となります。

体育課 平成２７年度 事業まとめ	平成２７年度は、中学校部活動支援を目的とした全国大会出場選手等派遣補助金の増額等による事業の拡充、及び生涯スポーツの機会拡大のため、平成２８年度から実施予定の小学校屋内運動場夜間開放事業の準備に取り組んでまいりましたが、事業の検証や効果が次年度以降に及ぶものもあるため、「Ｂ」の評価といたしました。
------------------------	--

（注）組織改編に伴い、平成２８年８月現在の主管課は次のとおりとなります。

（１）学校保健体育に関する事務の主管課は「学校教育課」となります。

（２）生涯スポーツに関する事務は市長部局に移管となりました。

※上記の事務移管に伴い、現在「体育課」の設置はございません。

【外部評価者講評】

埼玉大学名誉教授 清水 誠（敬称略）

施策の取組状況を点検した結果からは、全ての施策について期待する成果を挙げていることを確認することができた。特に、学校４・３・２制を全中学校区で実施し、発達段階に応じた小・中学校の９年間の学びの連続性を支援する取組や、市民一人一人のニーズに応じた体系的・総合的な学習を支援する「市民大学きたもと学苑」の充実等、市教委を中心に各学校や各機関等が期待される水準以上の成果を挙げていると評価できる。

今後とも、各施策の取組状況・実績の可視化を推進し、一層具体的な根拠を示していくことを通して、次年度の取組への改善に繋げていただきたい。

元埼玉県教育局南部教育事務所所長 金子 美智雄（敬称略）

北本市教育振興基本計画も実施されて３年目を迎え、教育行政全般に亘り、適正な管理及び運営が図られており、各課の施策においても、すべての施策において期待どおり又は期待以上の成果を挙げている。ことに、「安全教育の推進と安全管理の徹底」、「学校４・３・２制（小中一貫教育）や異校種間連携の推進」、「地域の教育推進体制の充実」、「生涯学習のまちづくりの推進」等の施策においては、特に顕著な成果を挙げている。全般に亘り、教育委員会の自己評価も妥当と思われる。今後は、各課で設定した目標の達成に向けたさらなる取組と推進が図られることを期待したい。



～教育委員会の事務に関する点検及び評価 外部評価会の様子～

7 指標一覧

北本市教育振興基本計画において定められている数値目標について、平成27年度末におけるその状況は次のとおりでした。

関連施策	指標	平成26年度末	平成27年度末	教育振興基本 計画の目標 (平成29年度末)
I 1 ほか	「教育に関する3つの達成目標」 における基礎学力定着度	実施せず	実施せず *1	95.0%
II 7	体力テストの結果で全国平均を 上回っている項目数の割合	72.92%	% *2	85.0%
III 3	小・中学校校舎の耐震化	100%	100%	100%
IV 2 ほか	放課後子ども教室	8校	8校	8校
IV 4	地域活動室活用推進のボランテ ィア登録者数	4,927人	4,998人	5,000人
V 1	市民大学きたもと学苑の講座数	206講座	198講座	150講座
V 1	人財情報バンク登録者数	148人	145人	150人
V 1	市役所出前講座	22件/年	29件/年	20件/年
V 2	市民1人当たりの公民館年間利 用回数	6.9回	6.9回	7.2回
V 2	市民1人当たりの図書資料年間 貸出点数	4.1冊	4.3冊	4.3冊
V 3	市民1人当たりの社会体育施設 (学校体育施設開放を含む)年間利用回数	5.08回	5.15回	5.00回
V 4	市指定文化財数	47件	47件	60件
V 4	小中学校学習支援講座数	10講座	11講座	20講座

*1. 埼玉県が実施していた定着度を測る効果の検証は、平成25年度末で終了したため、現在、数値化は行っていないが、取組は継続しています。

*2. 体力テストの結果については、全国平均値が、翌年11月頃に発表され、点検評価報告書の作成時期以降の情報となることから、発表後に掲載いたします。

8 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議

区分	日付	報告・議案件数	議事内容
定例	4月23日	報告 4件	平成26年度各小中学校第3学期の状況、平成26年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況等の報告。
		議案 4件	平成27年度教育委員の学校訪問、就学支援委員会委員の委嘱等の議案の議決。
臨時	4月30日	議案 1件	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意の議案の議決。
定例	5月28日	報告 2件	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況等の報告。
		議案 2件	北本市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正、学校協議会委員・外部評価委員の委嘱等の議案の議決。
臨時	6月15日	議案 1件	平成27年第2回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	6月25日	報告 1件	教育長の決裁処分の報告。
		議案 4件	学校協議会委員・外部評価委員の委嘱、北本市公民館運営審議会委員の委嘱等の議案の議決。
臨時	7月16日	議案 1件	平成28年度使用中学校用教科用図書採択の議案の議決。
定例	7月30日	報告 3件	平成28年度使用中学校用教科用図書採択結果等の報告。
		議案 2件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書等の議案の議決。
定例	8月27日	報告 3件	平成27年度教育委員の学校訪問のまとめ、平成27年度各小中学校第1学期の状況等の報告。
		議案 2件	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書等の議案の議決。
臨時	9月8日	議案 1件	平成27年第3回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。

定例	9月24日	報告 2件	第12回北本ピアノコンクールの開催等の報告。
		議案 4件	平成28年度当初教職員人事異動の方針、文化事業の見直し等の議案の議決。
定例	10月22日	報告 2件	平成28年成人式開催概要等の報告。
臨時	11月18日	報告 1件	市内中学校事故に係る損害賠償請求事件の和解協議の報告。
		議案 1件	北本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定の議案の議決。
定例	11月26日	報告 2件	第12回北本ピアノコンクールの事業報告等の報告。
		議案 3件	平成28年度埼玉県学力・学習状況等調査の参加意向に対する意見等の議案の議決。
臨時	12月3日	議案 1件	平成27年第4回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	12月24日	報告 2件	第50回北本市市民文化祭芸術展の実施の報告。
		議案 3件	平成28年度北本市立小・中学校入学通知等の議案の議決。
定例	1月28日	報告 3件	平成27年度各小・中学校第2学期状況、平成28年成人式の事業報告等の報告。
		議案 1件	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱の議案の議決。
定例	2月18日	報告 2件	市内中学校事故に係る損害賠償請求事件等の報告。
		議案 3件	平成28年度予算案に関する意見の聴取、教職員（管理職）の人事内申等の議案の議決。
臨時	3月3日	議案 1件	平成28年第1回北本市議会定例会の一般質問に係る答弁の議案の議決。
定例	3月24日	報告 11件	平成27年度就学支援委員会の支援結果、市民大学きたもと学苑の平成27年度の実施状況、北本市野外活動センター平成28年度事業計画等の報告。
		議案 19件	平成28年度教育行政の重点施策、北本市教育委員会事務局組織規則の一部改正、北本市教育委員会事務専決規程の一部改正等の議案の議決。

(2) 総合教育会議

日付	議題 件数	議事内容
8 月 27 日	議題 2 件	北本市総合教育会議の運営等に関する事項、北本市教育施策大綱の策定の審議

(3) 学校訪問・社会教育施設等訪問

区分	日付	概要
学校訪問	5 月 25 日	中丸小学校、東小学校 中丸東小学校、宮内中学校
学校訪問	6 月 4 日	石戸小学校、南小学校 西小学校、西中学校
学校訪問	6 月 30 日	栄小学校、北小学校 北本中学校、東中学校
社会教育施設等訪問	10 月 8 日	中央公民館、中央図書館、こども図書館 郷土資料室、教育センター



平成 27 年度第 1 回総合教育会議の様子

9 資 料

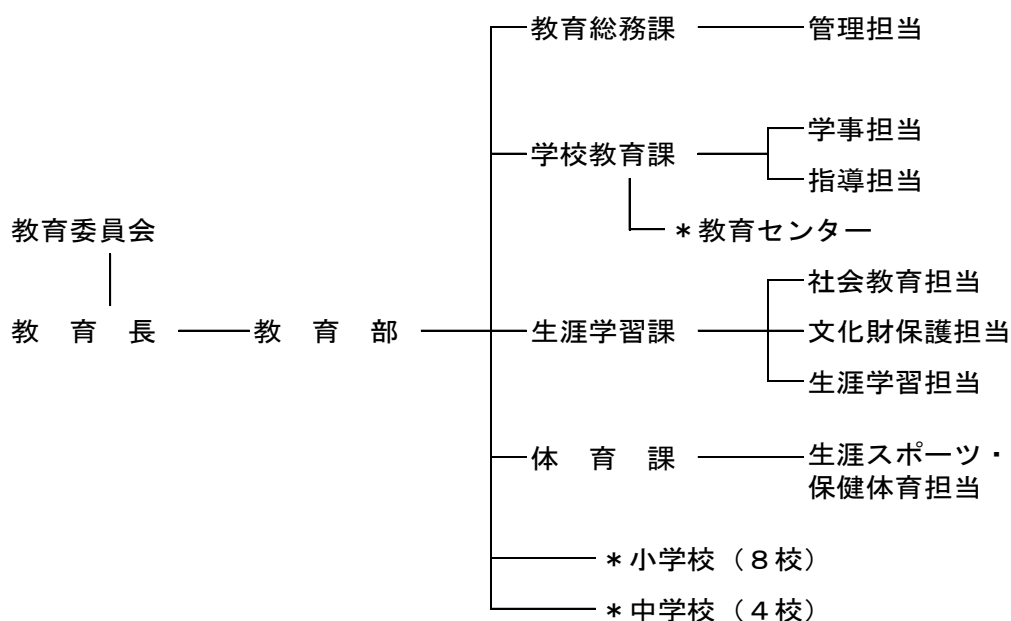
(1) 教育委員会教育長・教育委員

(平成28年3月31日現在)

職 名	氏 名	教育長・教育委員の任期
教 育 長	真 尾 正 博	平成27年 7月1日～平成30年 6月30日
職務代理者	島 寄 直 子	平成21年 7月1日～平成29年 6月30日
委 員	大保木 道 子	平成22年10月1日～平成30年 9月30日
委 員	金 井 裕	平成25年 4月1日～平成29年 3月31日
委 員	安 田 美詠子	平成26年10月1日～平成30年 9月30日
委 員	鈴 木 義 信	平成27年10月1日～平成31年 9月30日

(2) 教育委員会の組織

(平成28年3月31日現在)



* 印は教育機関を示す。

○ この図以外に、課に属する施設等

生涯学習課 ……野外活動センター、中央公民館、中央図書館、こども図書館
南部公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館、中丸公民館
学習センター、勤労福祉センター、コミュニティセンター
視聴覚ライブラリー

体育課 ……体育センター

(3) 公立学校施設

ア 小学校

(平成27年5月1日現在)

学 校 名	児童数 (人)	学級数
中丸小学校	4 6 9	1 9
石戸小学校	3 2 3	1 3
南小学校	4 4 4	1 7
栄小学校	1 3 2	8
北小学校	4 4 9	1 6
西小学校	6 3 1	2 3
東小学校	5 1 3	2 0
中丸東小学校	3 2 6	1 3
小学校合計	3, 2 8 7	1 2 9

イ 中学校

(平成27年5月1日現在)

学 校 名	生徒数 (人)	学級数
北本中学校	6 2 4	2 0
東中学校	5 4 3	1 7
西中学校	2 2 3	9
宮内中学校	4 2 9	1 4
中学校合計	1, 8 1 9	6 0

(4) 北本市教育施策大綱

北本市教育施策大綱

(平成27年度～平成29年度)

○基本理念

これからの社会において、北本の子どもたちが自立し、また、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支えていく力をはぐくむために、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、次の基本理念を掲げます。

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるため、小学校における30人程度の学級編制など、指導方法の工夫・改善に努めます。また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進し、児童生徒の生きる力を育成します。

さらに、本物にふれる事業を推進し、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する支援体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

自他を認め、尊重し合い、差別のない明るい社会づくりを目指すため、基本的人権を尊重する教育及び人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、心の教育やボランティア・福祉教育の充実と、いじめや不登校、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上と安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進し、教職員の資質の向上や教育環境の整備を推進します。

また、幼稚園、保育園、小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる環境を整えるため、家庭教育の支援や地域の教育推進体制の充実を図ります。また、子どもの読書活動、地域活動室事業、学校応援団の活動の推進を図り、地域の教育力の向上と、学校における教育活動の充実を図ります。

Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民が主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

さらに、北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民の文化芸術活動を推進します。

北本市教育施策大綱

○基本理念

「共に学び 未来を拓く 北本の教育」

○基本目標

- Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成
- Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
- Ⅲ 質の高い学校教育の推進
- Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上
- Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

計画

北本市教育振興基本計画
(平成25年度～平成29年度)

(平成 2 7 年度実施事業)

教育委員会の事務に関する点検評価報告書

発 行 平成 2 8 年 8 月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町 1 丁目 1 1 1 番地

T E L 0 4 8 - 5 9 1 - 1 1 1 1

F A X 0 4 8 - 5 9 2 - 5 9 9 7

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.saitama.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊